

平成19年 第3回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成19年 9月20日（木）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	橋 英 則 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	栗 中 一 弘 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	斉 藤 真 二 君
------	-----------	-----	-----------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	厚生病院等調査特別委員会調査報告
認定第 1 号	平成18年度沼田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成18年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 53 号	平成19年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 54 号	平成19年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 55 号	平成19年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 56 号	平成19年度公共下水道特別会計補正予算について
議案第 57 号	平成19年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第 58 号	公平委員会委員の選任について
同意第 2 号	教育委員会委員の任命について
議案第 59 号	沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例について
意見案第 11 号	原爆症認定制度を根本的に改めることについての意見書（案）
意見案第 12 号	後期高齢者医療制度に関する意見書（案）

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。皆様ご苦勞様です。定例会を開会する前にご出席の説明員並びに傍聴者の皆様へ議長より一言申し上げます。

説明員の皆さんも上着を脱いで議会に臨んでいただきたいということで議長より提案申し上げたいと思います。これより本日をもって招集されました、平成19年第3回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、大沼議員、5番、絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。絵内委員長。

(絵内委員長 登壇)

○委員長（絵内勝己委員長）おはようございます。私の方より委員長報告をさせていただきます。平成19年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る9月13日、午後2時より議会運営委員と正副議長出席のもとに会議を開催を致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される議案は諸般報告2件、委員長報告1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して6人11件、教育長に対して1人1件、計12件、更に、決算認定2件、専決処分1件、平成19年度補正予算5件、その他の議案2件がありました。この他議長に提出された意見書等3件のうち、2件を上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期は本日20日木曜日から21日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告通り、本日から21日までの2日間に致したいと思います。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から21日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

(厚生病院等調査特別委員会調査報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、厚生病院等調査特別委員会調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長 登壇)

○委員長（津川 均委員長）私の方から調査報告をさせていただきます。厚生病院等調査特別委員会調査報告。平成19年第2回沼田町議会定例会において、本委員会に付託された案件について調査を終了したので、その結果を会議規則第77条の規定により報告する。

記1、調査目的。今後の沼田町の医療施設のあり方について総合的に調査、検討する。調査の日程については、後ほどお目通しいただきたいと思います。3、調査報告。今、高齢化社会を向かえて過疎地の地域医療の問題は、自立を目指す行政の課題の一つとして位置付けられるものである。しかしながら、国は医療制度改革の名のもとに診療報酬改定や健康保険法等の改定を行い、国民や地方自治体の負担を増やそうとしている。折しも沼田厚生病院においては、平成15年12月の厚生連事務ガイドライン改正により平成18年度以降の運営赤字の自治体負担（平成18年度は3分の2）や施設拡充時の地元自治体の全面的な財政支援要求と重なり、その運営は一層厳しいものという。

当厚生病院等調査特別委員会では、財政面と町民の健康、安心を確保する両方向で調査、検討を行ってきましたが、国の医療政策の歪みを指摘する声も挙がってきて、医療制度そのものの見直しが指摘され出している折、確定的な方向が見出せないでいるのが現状である。検討の結果については下記のとおりである。

記1、現体制でのJA沼田厚生病院の現状維持は困難であると考えられる。平成16年10月に北海道厚生連より第6次中長期計画が出され、現在の沼田厚生病院は老朽化や構造上の問題で医療の質の低下を防ぐために、早期の整備要請があったところである。またそれに併せて、病院経営の運営費助成を考え合わせた時、救急医療を持つ現状の体制の病院存続は町財政上極めて困難と判断できる。

2、町内に医療施設は必要と考えられる。仮に厚生病院を無くすとした時、本町の

高齢化率は32%を越えており、今後も増加すると考えられ、そのことは今後よりいっそうの急性期診療を必要とし医療機関や医師の居ないことは町民の安心感を大きく損なう事になる。また、町民の健康管理のための予防医療の実施に支障がおき、和風園、旭寿園の入所者の医療上の処置も出来なくなる。その為には、何らかのかたちで医療施設は必要と考えられる。

3、有床施設が望ましい。有床施設が望ましい。町民の沼田町に住みたいという気持ちと、健康への安心を考えた時、医療施設の形態は病院・診療所にこだわらないが、町民には有床施設の希望が多いと判断する。

以上の事から、当厚生病院等調査特別委員会の結論としては、今後の高齢化社会への対応からも、北海道厚生連を主体とした有床の医療施設にすべきであるとした。今後、沼田町として①町民の医療ニーズに応えた特色ある医療施設。②訪問介護、デイ・ケア等の介護サービスの充実。③和風園・旭寿園を考慮した施設整備。④中核病院との連携充実。⑤医療施設から専門医までの移送手段の整備。⑥入院場所と家族介助者の交通手段や介助サービスの整備。⑦赤字補填など地域医療の国、道への早期改善要望。⑧地域医療機関検討資料等の再検討。⑨医療施設の効率的な運営形態を構築し町民の理解を得る。以上9点の取組みを要望し、調査報告と致します。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お計り致します。本件は、委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり受理することに決しました。

（平成18年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定）

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、認定第1。平成18年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は例年通り全議員による決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）認定第1号。平成18年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成19年9月20日提出。町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

○代表監査委員（山木一男代表監査委員）平成１８年度沼田町歳入歳出決算意見書。地方自治法第２３３条第２項の規定によって、平成１８年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

（以下、意見書を朗読。）

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第１号は、議員全員による決算特別委員会を設置して、その審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

（平成１８年度沼田町水道事業会計等歳入歳出決算認定）

○議長（杉本邦雄議長）日程第６、認定第２号。平成１８年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は全議員による決算特別委員会で審査することと致したいので、簡潔に提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）認定第２号。平成１８年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第３０条第４項の規定により、平成１８年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。平成１９年９月２０日提出。町長名でございます。

○議長（杉本邦雄議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

○代表監査委員（山木一男代表監査委員）平成１８年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第３０条第２項の規定によって、平成１８年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

（以下、意見書を朗読。）

○議長（杉本邦雄議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第２号は、議員全員による決算特別委員会を設置して、その審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第7。町長の一般行政報告を行います。町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）平成19年度第3回の定例会をご召集申し上げましたところ、時節柄何かとご多用のなか全議員のご出席を賜りましたことを、まずもってお礼を申し上げたいという風に思います。一般行政報告を申し上げますが、すでに追加の案件、沼田高校に関する意見を追加で配布しておりますので、併せて行政報告をさせていただきますので、ご理解を賜りたいという風に思います。

まず、第1点目の北空知広域連携自治研究会についてでありますけれども、若干プリントにミスがありますので、読んでいくなかで訂正をさせていただきたいという風に思います。

（以下、一般行政報告を朗読。）

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長の教育行政報告をお願いします。

（松田 剛教育長 登壇）

○教育長（松田 剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政報告を朗読。）

○議長（杉本邦雄議長）以上で行政報告を終わります。ここで休憩と致します。直ちに全員協議会を開催致しますので、議員の皆様は議員控え室にお集まり下さい。なお、午後の開会は1時を予定と致しております。

10時47分 休憩

13時01分 再会

（一 般 質 問）

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第8、一般質問を行います。初めに町長に対して、一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。議席3番、高田議員。北海道立沼田高校の新入生募集停止についてを質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）はい、議長。3番、高田 勲でございます。町長の行政報告にもあったとおり、沼田高校の平成20年度からの募集停止が決定致しました。町民としては本当にやるせない思いでいっぱいでございます。

私の一般質問の通告書では町長の本件に対する見解、及び現在の思いとございますが、先程の行政報告でも述べられておりましたので、この件に関する答弁は不要であ

ります。

さて、平成20年度以降は、沼田中学校を卒業した子供達は、すべて町外の高校に進学し通学することとなります。当然ですが保護者の負担が増加する訳であります。これらに対し、通学費用等を補助する考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問の沼田高校の募集停止に絡んで、明年以降の、深川を始め町外へ通学する子供達に対しての助成制度でありますけれども、この件につきましては、私はこの子供達に対して通学費を支援するということが町民の皆さんの理解は得られないだろうというふうに思っております。と言いますのは、今年の4月の入学生が3名ということですが、最近、教育委員会に確かめると、現在の3年生、38名の内、当初希望した方が3名、その後、2回目の調査では沼田高校を希望したのが1名ということですから、基本的にやはり沼田高校を選択をしていただけないという事態なのかなというふうに思っている訳であります。

これは専門的なことかもしれませんが、私はやはり、子供の進路というのは単に学力だけで選定するのではなくて、親の経済力だとか、地域のそれぞれの関わりだとか、色々な要素を捉えて進学指導をするのだらうというふうに思います。その中で3名、今度は1名ということですから、過去の奨学資金の申込み状況を見ましても、一昨年は、教育委員会に確かめたら高校生の奨学資金の申込みはゼロ。それから今年度は沼田高校に入った子供さんが1人申し込んで対象になった。そういう状況からいきますと、もし経済的にどうしてもそういう状況が生まれるということであれば、私共としては今年度、7千円から1万5千円まで奨学資金の枠を拡げておりますし、その該当する子供がもし私共が用意している枠だけで収まらないとすれば、この枠の拡大等についても検討をしていかなければならないというふうに思いますけれども、基本的に学校が無くなったから、そういう通学費を助成して、子供達に対する支援が必要かどうか、このことは今、申し上げましたように、教育委員会と十分な話し合いをしておりますので私の一方的な考え方かもしれませんが、そんな観点で私はおります。

特にこの沼田高校の問題で私は感じておりますのは、多くの町民の皆さんのご協力いただいて学校を残す運動は確かに町を挙げてやりました。これは植木委員長もいらっしゃいますけれども、教育委員会も相当なご苦勞があつて色々なことを協力いただきましたけれども、しかしながら、多くの町民の皆さんに、子供を持っているお父さん、お母さんに、個別にお話を聞きますと、沼田高校は残っていただくのは賛成します。だけれども、私の子供は沼田高校には上げません。もう明確にそういう答えが返ってくる状況にありますから、今申し上げましたように子供の進路というのは、単に学力だけではなくて、そういう一般的な総合的な判断で三者懇談だとか、色々やるのだらうと思いますので、そういう中で従来とも沼田高校が3名しかいなかった。あるい

は現在では1名とかいうような状況が続いているとすれば、果たして、その通学費を支援を行わなければならないような家庭状況にあるのかどうかということも私としては、ちょっと疑問に感ずるところであります。

従って、今申し上げましたように、そういう子供さんがいるとすれば町の奨学資金制度を活用いただいて、それで就学をしていただくのが適当かな、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）6月の定例会でも一部改訂がございました奨学資金の貸付基金条例であります、これは当然、貸付基金条例でありますので返却しなければならないお金であるというふうに思います。

道教委の方でも現在提示をしている通学費等補助制度の概要によりますと、通学区域の制限、あるいは通学費の最低負担額等のハードルがありまして、当町のケースで補助を受けられる人は皆無であるというふうに判断しています。

最初から深川の高校に行く予定だった子供、あるいは保護者は、それはいいとしても、第1点目に、やはり今、町長さんもおっしゃられたように経済的理由で沼田高校へ行かせようとしていた保護者。2つ目には、あくまでも普通科志望で学力的には深川西高への進学が無理な子供の保護者。この2ケースについては通学費の補助をしてもいいのではないかと私自身は思っております。特に普通科志望の子供達の処遇は沼田町が道教委に訴えてきた経緯もあり、町としても手厚く保護するべきだと思います。

現実問題として深川西高に入れない生徒の普通学科への選択肢というのは、旭川の私立高校に行くしかもう無い状態だと思います。私立高校ですから授業料が高い上に通学費用も月額、J R・バスを合わせると約1万5千円を超えるのかなというふうに思います。これらもふまえて再度、町長さんに補助の考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）沼田高校は普通高校だったということは、確かにそういうことだろうというふうに思いますけれども、それでは現在の3年生、今、1名と言いますから、この1名の方が沼田高校以外に進学するときにその支援をするということ、これは可能だと思いますけれども、明年以降の子供をどうやって、それでは判断するかということです。例えば、西高に行く、あるいは東高に行く、あるいは旭川・滝川に行く子供達をどうやって、沼田高校を本来選んだのだということをどこで判定するかということも難しいことだろうというふうに思います。

従って、それはなかなか難しいというふうに思います。私は奨学資金条例を詳しく、持って来ていませんので、見ておりませんが、きっと償還が困難な場合は、その理由だとか色々な申し立てをすれば償還の免除制度もあるのではないかと思います。もし無いとすれば、今、高田議員おっしゃるようなそういう特殊な事情の子供さ

んが、家庭の事情でどうしてもそういう事情があるとすれば、そういうことについても十分検討できるような配慮のできるような資金条例に改正することが必要なのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、過去の奨学資金の申込み状況からいって、高等学校でお金が無くて本来的に学校に行けない、資金を使いたいという方はほとんどいないのです。そういう実態からいくと、今の奨学資金制度で十分それが間に合うのではないかと。それと併せて、特に農業やっている皆さん方が非常に厳しいということと、加えて商工業者の皆さん方も厳しい状況にあるということですから、そういう後継者の皆さん方については免除規定を適応できるようにこれも改正しておりますから、そういう面でご理解いただきたいというふうに思います。

償還条例の中にそういう特殊な事情になった時にそれを免除する、猶予する、そういう規定が無いとすれば、後程それは教育委員会と話し合いまして、改正条例等もまた検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか。続いて、ふるさとクーポン券事業について質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）次にふるさとクーポン券事業に関して質問致します。その実施方法につきましては6月の定例会で私も一部質問させていただいた経緯がございますが、本年もふるさとクーポン券事業が実施され、8月6日より22日まで販売されました。平成19年度の骨格予算では当初盛り込まれず、政策予算として計上された当事業は西田町長の選挙公約でもあります。

今回は販売単位の少額化、あるいは年金受給者等にも配慮した販売日の設定、販売期間の長期化等に取り組んだにも関わらず、販売金額は2,914万5千円に止まり、購入率も984件、対象世帯の66.4%となりました。昨年の71.3%と比較しても約5ポイント低下しております。これらの原因はどこにあるとお考えか西田町長にお伺い致します。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）これは非常に言いにくい事でありますから、どうかと思っておりますけれども、お答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、今年の販売の結果、例えば、従来は農協に約半分近くが行っていたということを聞いておりますけれども、例えば、ローソンですとか、セイコーマートが出来たおかげでどういう範囲で使用されているかということはまだ分析されていないようでありますので、それと併せて商工会の役員会でもこの論議はまだされていないというお話を聞いていますから、ちょっと架空な話になるかもしれませんが。

私は第1の原因は、やはり地元の商店街にそれだけの魅力が無くなっているのではないかというふうに思います。と言いますのは、ある農協の総会の折に、前の岡田組合長が発言しておりましたけれども、農協の購買力も非常に落ちている。このまま行

くと、その農協のスーパー自体が危ない。ですから、農家の皆さん方、ここを利用して下さいと訴えていたのを何回か聞きました。ということは、やはり農協の購買部自体も前年から見ると相当、購買力が落ちているのではないか、販売額がですね。落ちているとすれば、市街の商店も同じような状況で落ちているだろう。

そうしますと消費者の皆さん方は20%割引だと言いながら、日常的に深川だとかそういう所で物を買っているとすれば、この券は必要ないのです。そこをもう少し、何か地元の商店に魅力を持って足を運んでもらえるような、そういう努力も必要なのではないかな。1番の原因はやはり、どうかと聞かれましたので、やはり地元の商店に買いに行く、そういうことが少なくなったのかな。周りに大型店が出てきていますから、なお、そういうことなのですけれども、それに対してどうするかというと、やはり地元の町民の皆さんが少しでも足を運ぶような商店街作り、そういうものもやっていかなければならないのかな、そんなふうに私は思っております。

その為に行政として、また何か支援する、考えなければならないことがあれば、それはまた十分検討していきたいというふうに思いますけれども、端的に言って原因としてはそういうことかというふうに私は分析をさせていただいています。

○議長（杉本邦雄議長）高田議員。

○3番（高田 勲議員）6月の定例会の時も申し上げましたが、クーポン券事業はその財源を商工観光振興基金に頼っていること、あるいは予算の区分も商工振興費であるというのは、ご理解をいただけていると思います。

過去に商工会サイドから担当課を通しましてポイントカード等を利用したクーポン券の販売方法をご提案させていただいた経緯がありましたが、仕組みが非常に分かりにくい、あるいは全ての町民が買える訳ではない、逆に町外の人でもクーポン券が買える事態も発生する、不公平だと、等の理由で見送られてきた経緯があります。商工会も何一つ提案しなかった訳ではないというのは、ご存知いただいているものと思います。

現在の方法ですと商工業者が魅力を持って自らが経費を掛けて取り組む事業に、やはり成り得ていない。これは我々商工業者も反省せざるを得ません。商工業者がそういうふうな状態ですから、当然、消費者も地元での購買意欲をかきたてられているという状態にはない、というのは我々も共通の認識があります。

しかし、商工会としては、仮に今より販売額とか購入率が低下したとしても、商工業者がそこに自ら経費を投下して前向きに取り組む事業、あるいは商工業者同士がクーポン券によって起こる需要を積極的に奪い合うような事業に、そういうふうになることを目標にクーポン券事業を育て上げるべきだというふうに考えておりますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）色んなご提案もいただいて、この事業も実施しておりますけ

れども、行政としても地元の商店街がこれを有効に使って、やはり少しでも元気になって欲しい、これは共通の願いだというふうに思いますので、今おっしゃられた対農協との関係もあつてのポイントカードの利用と、そのこともあるようでありますから、一度、担当課の方で、商工会さんも相当、農協さんにアタックしたようでありますけれども、その結果、私も承知しておりませんので、商工会の役員の方と、それから農協の役員の方とお集まりいただいて一同に会した中で、今、申しあげましたように農協の購買部も非常にそういう意味では低迷をして困っているという状況だそうですから、共通の何か改善するものがないのかな。例えば、従来から商工会の方からは、ポイントカードを使うので農協を外してくれという要請もあつたことがありますけれども、これはやはり現在の商店の形態からいって、今の日常生活のものを農協を外してやるとなると、これは町民が非常に不便を感じるようになりますから、そういうこともひっくるめて、もう一度、今の高田議員のご意見等も参考にしながら担当課の方で明年に向けて、是非良い方向で改善できるように検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長） それでは次に移ります。 10番、渡辺議員。 国営農地再編整備事業について質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員） 10番、渡辺です。 私は国営農地再編事業の現状と今後の対応についてということで町長にお伺い致します。 このことについては、町が中心になって進めるという内容のものではないかもしれませんが、総じて前向きにお願いしたいということでご質問させていただきます。

まず、平成15年5月の札幌開発建設部の雨竜地域整備方向調査移行から早5年、地域調査も2年目の秋を迎え個別段階の調整に入っているようですが、さて、現場の農家というと、まとまりが無いと言うか、今一步踏み出せないでいると言うか、地区によっては違うのかもしれませんが、個別聞き取り調査でもあまり熱が入っていないように見受けられるのは私だけでしょうか。

受益農家は、工事中の所得補償の問題や水田面積1割削減の問題、3%の工事負担の問題、換地の問題等、盛りだくさん抱えています。7月中旬に現地聞き取り調査が終了し、今年中に実施の結論を出さなければならないと聞いていますが、こんな状態で果たしてゴーサインが出せるのか、進捗状況を含めて事業の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 現状は、渡辺議員さん、ご質問の中で説明されたとおりでありまして、しかしながら、私共としては将来の農業経営、橋場議員さんのように小さな農家を切り捨てるなんていうようなご意見もありますけれども、私はそういう意味ではなくて、今の状況でいくと恐らく遊休農地が相当出て、沼田の農地も相当荒廃するだろう、そういうふうに思っております。それを防ぐためには、やはり今のこの大

型と言いますか、再編事業というのは必要だろうというのは基本的に思っております。

今までは個別に意見を聞きながらやってきましたけれども、結果的に具体的にどうなるのだという説明が出来ない状況だったものですから、比較的良い状況で回答いただいている地区を対象に、東部地区を中心にですけれども、そういう所で実際にはこうなりますよ、その場合に10%減らしますよというものが、用排水だとか色んなことをやってどれだけ減るのか、具体例を作って説明してくれということで10月の末ぐらいには現地での説明会があるようでありますから、その説明を受けて本当に農家の皆さん方がそれでもやりたいのか、もうダメなのか、その辺をもう少し見極めていきたいというふうに思いますけれども、基本的に私は全町的には無理だと思いますので、ある一定の地区で試験的にそれをやるべきだろうというふうに思っております。

しかも条件的に何が出来ないのかということをもう少し詰めていただいて、例えば、私共が、負担の割合だとか色んな事で難しいというのであれば、そのことも議会の皆さん方の理解をいただいて、そういう詰めをしなければならないというふうに思いますけれども、一定の良い状況の方へ向けて、前へ進む必要があるのかな、そんなふうに思っております。

今、仮に調査した段階では、二重丸と一つ丸があるのですけれども、一番高いのは旭穂台が、これでいきますと78%。それから、次に高いのが東予で68%。それから、次に高いのが共成で52%ですか、その次が更新ということで続いているのですが、比較的東部の方がそういう意味では希望者が多い。

それと前回、農業委員さんの調査の時にも渡辺議員さんからチラッと発言があって聞きましたけれども、要するに圃場整備をした田んぼは若干上積みをかけて売買されていますよということからいくと、今、放置しておきますと売買にも乗らないケースが出てくるだろうと思うのです。農家は辞める、自分は売りたい、だけれども整備されていない土地はいりませんよ、という状況になるとすれば、農家にとってはこれは非常にダブルパンチで大変なことです。その辺も十分、最終的には改良区、農協、私共、話し合いをして説得しなければならないと思っていますけれども、基本的には、今、申し上げましたように私はある程度、理解を得られるところがあるのであれば、そこを中心にやはり事業として進めるべきだろうというふうに考えております。その条件としてどういうところをクリアすればいいかということは、これから地域の皆さん方と話し合う機会がまた出てくるのではないかとこのように思いますので、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）町長の答弁の内容も大変分かりやすく、ありがとうございます。我々受益者として、このことにつきまして、最大の問題は工事中の所得補償の問題です。昭和40年代の基盤整備事業のような高額な休耕補償奨励金が出る訳でもなく、更に近年これだけ農業所得が減少し次年度の再生産もままならない今

日、1年間の収入が大きく減少することは大変な問題です。

また、沼田町では現在55歳以上で後継者がいない農家が73戸もあります。この今やろうとしている東部地区の中だけでも32戸あり、これらは今後10年から15年の間にはほぼ離農するだろうと推定され、この事業の採択で加速することも十分考えられます。先程、町長からもお話がありましたように更新が割と前向きに考えられないのは、やはりこの離農の問題が目の前に来ているからということが考えられます。そこで何とか、この事業を進めるためにも農業所得減少を最小限にする方法が無いものかどうか、その点と今後の対応をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃるとおり、この工事が施行される間、所得が無いというのは農家の皆さん方にとって非常に大きな問題です。これについては、私共の行政だけで答える訳にもいきませんので、中山会長がそういう調整役の代表をやっていますから、良くその辺を話し合いをさせていただいて行政として、そういう対応の出来る部分がどういう所があるか。あるいは農協さんの協力を借りてそれをどうやってカバー出来るか。その辺ももう少し詰めさせていただければなというふうに思っております。

そうした事業が、それでは何があるのだと言いますと、今ここで即座に答えることは出来ませんけれども、本当に前向きにやろうとすればそういうことも考えなければなりませんので、その辺は10月以降に、年内に結論を出さんとすれば11月ぐらいまでには協議会の皆さん方と良く相談をして、また現地の説明会等も設けていくように努力をしたいというふうに思っています。

札建からも非常に焦りのあれがありまして、10月の1日ですか、来て、札建の考え方、あるいは町の、要するに行政もう少ししっかりしろという意味で来るのだろうと思うのですが、お見えになるというようなお話もありますので、そうした様々なことを参考にしながら、稲の刈り取りが終わってから一段落した段階で対応を検討させていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）この事業が採択されれば、町としてもガイドラインの4%負担ということで、かなりの負担になることは分かっております。コンパクトで無駄の無い事業を進めるということも、また極力、地元業者を使ったりして雇用の促進を図ったり、出来れば地元負担の7%分をその税収で補えるぐらいの取り組みで前向きに行っていただきたいと、そのように考えています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）当然、それは私共としても、やはり地元でやる地元の行政の税金をそこへつぎ込む訳ですから、その見返りとして地元の事業者が恩恵を被る必要があるだろうし、そのことによってそこで働く農家の皆さん方も吸収できるだろう。

総体的にもう少し、先程申し上げましたように検討を加えさせていただきますので、是非また、ご意見をいただきたいな、そんなふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）次に5番、絵内議員。農地・水・環境保全向上対策事業についてを質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）5番、絵内です。始めに農地・水・環境保全向上対策事業について、ご質問をさせていただきたいと思います。

平成19年度から農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図るため、新たな対策としてこの事業が導入されたところでありますが、1億からの総事業で今までどの位の事業が進んでいらっしゃるのか。そしてまた、年内にこの事業が消化できるか、まず始めにお伺いを致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）初めての事業ということで、非常に実施する側も戸惑っているというふうに聞いておりますけれども、現在のところ、東部と西部に分かれた状況で組織の中では、東部は72.2%、西部が66.6%の実施率と、確定した分というふうに聞いておりますが、年度末に向けて更に各組織と、あるいは農家の皆さん方と相談をさせていただいて、十分その予算消化について努力をしたいということで担当課の方で色々話し合いをさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。なお、計数的なものが必要であれば担当の農業振興課長の方から、また説明させますので、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）今、町長それぞれ数字的なこと、お話しいただきました。この事業について進める上において、確かに今、町長おっしゃっているふうにして、初めての取り組みという面もありまして、それぞれ担当される方も大変努力されていることは理解を致します。

しかし、この事業を進めるにおいて、農業をやっている私達にも、それぞれ責任もあるのかなという感じが致しますけれども、やはりPR不足の部分もあるのかなという感じがしております。と申し上げますのは、その事業の内容を各農事組合長さんを通して、それぞれ役員になっていらっしゃるのですけれども、それぞれ部落に帰って来られまして説明等をいただくのですけれども、そのことに対してなかなか理解をいただいていない面も多々あるように思われます。そのために日報なんかも提出も十分にまだされていないというような、そんな現状もあるかというふうに聞いております。

そういったことを考えた時に、少なくともこういったものに対しては、今日、石油が値上がりし、それぞれ生産資材が値上がった上において、確かに基本的には環境保全の色々な面においての質の向上を図る新たな対策ということではありますけれども、農業人にしてみれば、やはり少なくとも今日、生産資材が上がった中において、農産物が低迷している中、こういった事業を通して、その中の労賃をいくらかでも経

営のプラスにする部分もあるのは言うまでもない事実だと思うのですけれども、そういったことを考えた時、なかなかそういったことに対して進んでいないのかなという感じがしております。

色々と事業を進めるにおいて、制限があることは確かなのであります。小さな事を言って申し訳ないと思うのですけれども、例えば、畑の草を刈る、その日報を出して下さいよという言い方をしていらっしゃいますけれども、その労賃は当たらないよということだとか、また、砂利一つにしても、暗渠と並行して農道に砂利を敷いていただいている所もあるものですから、全体的に砂利もなかなか消費しづらい面もあったというふうに聞いております。

しかし、地域によっては、そういったことも無いかというふうになりますけれども、そういったことを考えた時にもう少し工夫する、僕は必要があると思うのです、その事業を進める上において。例えば、砂利一つにしても、確かに砂利を提供していただけるのは分かるのですけれども、中にはやはり、砂利を敷くことによって、畦草を後で刈る時に飛んで嫌だから砂利を敷きたくないよという、そんな、気ままなのかどうなのか、そんなふうにも聞かされます。

そういったことを考えた時に、この事業には直接的には入っていないのかもしれませんが、そうであるならばやはり、砂利を敷いたらタイヤローラー等で平にする等、そんな部分もあっていいのかなという感じがしているのですけれども、なかなかそういったことまでは発展していないために、今、町長おっしゃったみたいに恐らく年度内にこの事業を消化することは、僕は不可能でないのかな、今、少なくとも沼田町においては、雪が降るまでがこの事業の勝敗だと思うのであります。雪が降ってしまったら、それがすべて終わりだと思うのであります。

そんなことを考えた時にもっともっとPRしながら、やはり、そういったことを消化すべく行政としても取り組んでいかななくてはいけないと思うのですけれども、その辺、町長いかがでしょう。どんな方法でこれから雪降るまでの間の事業を進めるべく、方法としてお考えなのか、お伺いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）主たる事業を進めている所が私共の所ではなくて、改良区が主体になってやっておりますので、その実態については後程、農業振興課長の方から説明をしていただきますけれども、確かに事業自体が当初、試験的に実施した時から見ると、非常に細部に亘って規制が厳しくなってきたのです。財務省の予算の関係からそういうふうになったのだということなのですけれども、非常に使いづらくなってきた。それと併せて、中山間事業ですとか、色んな事業が今、農家の皆さん方の所へ直接行っていますので、農家戸数が減っている中でその事業をやる役員の方というのは大変なようなのです。色んな仕事をやらなければならない。この自分達のことだけではなくて、地域の色んな、私共からお願いする仕事もそうですけれども、一人何役

もやっている中で日報を出せとか、写真がどうのこうのとかわれると非常に大変だというお話は確かに聞いております。

これは町村会等でもそういうお話が出ておりますので、もう少し使いやすいと言いますか、そういうようなものにももう少し緩和できないかというような要望もありますので、この辺を良く空知の町村会の中でも検討をさせていただいて、色んなご意見が出ると思いますので、その中でまた対応させていただきたいなというふうに思います。

今、ご質問の3月、年度内でそういうものが終わるのかどうかということと、現状の色んなお話がありましたので、その辺については生沼課長の方から補足をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）今ほどご質問のありました件でございますけれども、確かに初めての取り組みということで活動組織自体も、いわゆる手探りと言いますか、色んなことを考えながら、今、進めているのが実態でございます。

しかしながら、この制度の中身というものをそれぞれ活動組織の役員さん、あるいは事務方、十分にもう理解をしております、再三、特に8月以降、1回目の草刈が終わって大体どれ位の作業量があったのか、その辺りのあたりを付けた段階で若干、当初予定していた予算、消化が余ると言いますか、予算額を余す可能性が見えてきたというようなこともありまして、8月以降、再三に亘って役員会を開いて検討されております。私共も何をおいても、この予算額未消化の分を発生させてはいけないという、そんな思いを強く持っております、常に活動組織の事務方とも協議をしながら何とかうまく最後、消化できるような形を取ってくれと、私達も一緒になってその検討、改良区を含めてですけれども、やっているところでございます。

今ほど申し上げましたようにその辺の理解を十分、先方さんもされておりますので、必ずやキチンとした消化なされるものと私共も期待をしているところでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）それなりに取り組むというお話でありますけれども、今、改良区が主体という話がありましたけれども、では、改良区が主体で改良区の事業等がそれぞれ変わってこの事業で改善されていく、そういったふうになれば改良区の分担金なんかも安くなるという、そんな計算にもなっているのかどうなのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それと行政からも事務費もそれぞれ出ている訳ですけれども、少なくともやはり、こういったものが90%以上消化できなかったら、そういった事務費においても最終的な決算の時になかなか私達議員としても認める訳にはいかない部分があるのかな、そんな感じがしておりますけれども、そういった意味におきまして、先程も言いましたように、色々と手探りと言えはそれまでなのですけれども、今年から5年間なのですけれども、今年からやはりある程度のことをやっていかないと、私は来年になった

らまだまだ大変になってくる面があるのかなと思います、逆に言うと。

確かに制限されていることは分かります。ただ機械を使ったらダメだとか、機械は一部はいいのですけれども、なかなかそういったことに対して説明の段階では理解をいただけない面も多々あるようであります。確かに労働力で、人間だけでやりなさいよという面も分からない訳ではありません。もちろん、これについては農家の皆さんだけではなくて、環境・農地をそれぞれ守るためにあらゆる皆さん方の協力なくしては出来ないのですけれども、折角、1億からの予算がこれから5年間も続く訳ですので、やはり初年度から大変かもしれませんけれども、もっともっとそういった農家の皆さん方が理解をしていない分があるとするならば、やはり担当の方が農家に周って行くなりして理解を求めるような、そんな方法を取るような何らかの方法を取っていかないと私はダメだと思うのであります。

現実にその1つの事業をするにおいても、何するにしても写真がいりますよとなっておりますけれども、写真なんか恐らく何枚も無いと思うのであります。本来であれば担当の方々が来られて写真を取るよという、そんな説明だったと思うのですけれども、そんな写真を取りに来た姿さえ私は見たことがありません。自分で自分の家の所をやったのをそれぞれポラロイド式のカメラで取ったのが何枚か、僕はまだ写真は提出しておりませんが日報は出してありますけれども、そんな状況であります。

そんな状況でこの事業が、お金が出るのかどうなのか。そういったことも含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長） 農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長） ご質問のありました改良区の賦課金の関係は、ちょっと私共、よく分からないことなのでありますが、基本的には従来、改良区でやっておりました事業もこの『農地・水』の中で取り組むということですから、そうしたことがもしかしたら起きてくるのかかもしれませんが、ちょっとその辺のことは、私共の方では答える立場にはないのかなというふうに思っています。

実際、それぞれ作業をやっている状況の確認ですか、写真何かにつきましては、事務局の方で常にあちらこちら周っております、その都度、写真の方は取っておられるというふうに聞いております。私共、どんな形で取っているのかということも時々、事務検査とも言いませんけれども、書類の作成状況とか、その辺のこともチェックさせていただいております、全筆、全作業、全員の分を取っているかと言いますと、ちょっとそこまでの確認はまだ出来ておりませんけれども、かなりの写真の量がございます。一冬で十分整理が出来るのかどうか、分からない位のボリュームがあるというふうに私共、見させていただいております、基本的には、その労賃が支払われる、支払われないに関わらず、いわゆるそういう作業をやったことによってこの農地、あるいは資源、土地改良財産ですね、用排水ですとか、農道だとか、そういったものを守るのだという、そうした大本がある訳でございまし

て、そういったこと、労賃はもらってないけれども、そういった町ぐるみ、農村ぐるみでそういった対応をしましたよという、その証を残すと言いますか、そんなことのために色々、非常に制度が複雑になっておるのは、これは実態でございます。

国と言いますか、道の方も、道の担当者から聞きますと、非常にそういう声があちらこちらから聞かれるので、次年度に向けてその辺の事務的などと言いますか、そのものをどうするか、ちょっと考えたいというような、そんなお話も聞かされておりますが、とりあえず今は国の方から示された、その要件をクリアするために今、最大限の努力をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）次に絵内議員の畜産育成導入支援事業について、質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）次に畜産育成導入支援事業についてと題して質問させていただきます。

畜産も複合経営の1つとして農業経営を営む農業者に対して、それぞれ導入費の一部を助成することになっているが、牧草等の飼料を、町の牧場より牧草を買うことが出来るのか。また、牧草の金額はどの位で買えるのか。そういったことを含めて、畜産経営の導入の話を勧める時には進めるべきだと思いますけれども、町長の見解をお伺いを致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）これは今日的な農業情勢の中で、やはり複合経営というのは必要だろうということで、畜産の振興ということもあって着目した訳でありますけれども、現在のところ、農業振興課の方でそれぞれ直接、農家の皆さん方とご相談申し上げ、何軒かの方と今、話を進めている状況にあります。それが出来る限り成功するように積極的に橋を掛けているところでありますが、資料をいただいた中では、牧場の牧草についてはロール1個6千5百円ということで提供するというような格好にしているようでありますから、そうしたものを参考にしながら、現在の市場価格等から見ても決してマイナスではないというふうに私共、思っておりますし、牧場の飼育能力も非常に高くなってきておりますから、今のセンターの実習農場とも合わせた中で是非、取り組む農家が現れることを私共としても強力にまた支援をしていきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（杉本邦雄議長）絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）今、町長の答弁に牧草も分けていただけるというような、そんな状況かと思っておりますけれども、それでロール1個6千5百円ということでありますけれども、牧草にはロールで縛ったのとコンパクトと言いましょか、小さく四角く縛ったのと両方ございます。それでコンパクトの牧草については、1個いくらかで販売されているのか、お伺いを致したいと思います。少なくともロールとコンパクトの差はあってはならないのかなという感じがしますが、その辺からお伺い致したい

と思います。

○議長（杉本邦雄議長）農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）今、乾草の関係、ほとんどと言いますか、主体、ロールでやっておりまして、コンパクトの方、あまり生産しておりませんものですから、ちょっと価格の方、私の方で今、把握しておりません。後程ちょっと調べてご返答させていただきますと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）あまり詳しく理解していないように思いますが、今、畜産経営を導入しようとしているという話でありますけれども、ロールが主体だというふうに今おっしゃいましたけれども、ロールを主体とおっしゃいますけれども、今、新たにそれぞれ畜産経営に取り組む助成を出して取り組んで下さいよと言う中において、ロールを購入できる人というのは本当に一握りだと思うのであります。と言うのは、ロールで牧草を買っても受け入れする機械が無かったらどうしようもなりませんし、そして、牧草を保管するのにも、それぞれ限定されてしまいます。そういったことを考えた時、私は少なくとも、やはりコンパクトの小さな牧草の方であれば一般の家庭でも、畜産を導入する上において、これで牧草を購入してこうやってやって下さいよと言うのであれば、私はそれである程度可能性は出てくると思いますけれども、ロールが主体ということには私は、今、課長おっしゃいましたけれども、それでは畜産経営に取り組むのには、なかなか大変なのかなという感じがしております。

それで今、間違ったら失礼なのですが、今、私が調べた中においてはコンパクトは1個大体18キロで、キロ当たり25円で450円で1個、町で販売されていると思います。1個450円で。それで買う人は1個それを運んでもらうのに130円掛かります。そんな状況で今、それぞれ農家の方は利用しているのが現状かなと思います。そういったことを考えた時にコンパクトの牧草を450円で買って、そして運搬してもらって130円という、そんな価格で購入しては、なかなか採算が合わないのが現状でないのかなという感じがしております。少なくともロールの価格と同じ位の価格にならないとダメではないのかなという感じがしております。ロール1個が大体350キロで6千5百円ということですから、キロ20円切るのかなと思いますけれども、コンパクトでキロ18円で450円ということでもあります。そういったことを考えた時に、ロールとコンパクトであったにしても価格の差は付けるべきではない。そして、買い易いようにしてあげて、畜産経営も取り組んで下さいよという位の、そういった姿勢でないと、私はやはり取り組めないのではないのか。飼料が高くて、今のこの450円で計算致しますと、濃厚飼料と何も変わらない位の金額になるというふうに聞いております。そんなことを考えた時に、やはりある程度の価格をダンピングしてでもいいから、同じ価格に、無茶苦茶下げれとは申し上げませんが、ロールと同じキロ単価に直すべきだと思いますし、これまで言ってしまうと一言多い

ぞと言われるかもしれませんが、今、牧場でコンパクトを縛る機械で一部縛っていらっしやいますけれども、非常に老朽化が激しくて、もう今年でさえ使えない状態にきていると思います。そういったことを考えた時に、逆に私はコンパクトのある程度、中古でもいいから買ってあげて、やはり畜産を本来勤めるのであるならば、そういった所から対応できるような方法に取り組んであげるような方法でないと、私は出来ないのではないのかな、そんな感じがしております。

ロール何かの場合、町外に売っていらっしやるのか、どうなのか。町外に売っている場合は、例えば、町内と町外と価格の差があるのかどうなのか、その辺もお伺いしたいと思います。少なくとも、町外の価格と町内の価格に差が無ければいいのですが、例えば、町外が安くて町内が高いのであれば、やはり今後、畜産経営を運営していく上において色々と問題があるのかなという感じがしておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）先程ちょっと申し上げましたのが言葉足らずだったのかもしれませんが、基本的には農家さんが必要とする形態で、これは当然、提供しなければいけない訳ですから、とりあえず今、目安としてロール1個6千5百円という話はしましたけれども、これはコンパクトでくれということであれば、それはそういう形は当然、考えなければいけないと思っております。

あと値段の関係ですけれども、ちょっとこれはこの後、色々相談、検討しなければいけないと思いますが、私共、牧場の方もご承知のとおり結構、経営的に大変な部分と言いますか、本当にギリギリの所でやっていることもございまして、価格、どこまで安く提供できるかということ、ちょっとこの後、その辺も含めた中で考えなければいけない問題だなというふうに思っています。

それとロールの町外への提供ですけれども、これは町外にもかなり出ておりまして基本的に値段は同じで出しております。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）次に絵内議員、火葬場の改修について、質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）火葬場の改修について、ご質問させていただきたいと思います。火葬場も沼田町としましても修理をしながら、利用をしておりますが、町民の中からはキングサイズの御棺が沼田町の火葬場での処理が出来ないため、深川の方まで行かなければならないことで心配されていらっしやる町民の皆さん方も随分、聞かされます。そういった意味におきまして改修すべきだと思いますけれども、町長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）これは従来から私のように大きいのは利用できないことになるので、深川の火葬場を利用させていただいて差額については町が助成をするという方法でやってきております。

これは改修するとすれば、何て言いますか、助成制度が無いのです、火葬場には。過疎債の適用も出来ないということですから、ほとんど借金で、独自の財源で、起債はやれますけれども借金になりますので、その財源をどこまで用意できるかという問題です。

それと、非常に私共、困る状況にあるのは、今も火葬場の管理人の方は町外から来ている方がやっています。地元の企業の皆さん方にも是非、引き受けてくれという話も数年前からやっているのですけれども、なかなか受けてもらえないのが実態でありまして、そうした状況を総合的に判断して、沼田が独自で火葬場を持つのがいいのかどうかです。

深川にあります北空知の葬祭場は、非常にやはり老朽化がきて改修の時期がもう間近だというお話がありまして、その折には沼田も一緒にどうかという話が担当課長の中で出ているようでありますから、そうした面からどちらの道を選ぶのがいいのか、また、私共としても内部で良く検討させていただいて、議会の皆さん方にも、来たらその資料を、新築するとすればどの位掛かるのか、そういうのを添えてちょっと検討する機会を設けさせていただきたいというふうに思いますので、もうしばらく、そういう面でお待ちいただければというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）確かに町内で処理できない場合においては、深川の方をお願いして、その利用料については町が助成させていただいているのは分かるのですが、ただ、町民がやはり心配されるのは、それだけではないのです。

例えば、深川まで行きますと、送迎バスの、それまでの助成にはならない訳ですけれども、そういった面において、微々たるものだと言えそうかもしれませんが、沼田町までの送迎と、深川までの送迎と、やはり若干の利用料金も違ってくるのかなという感じが致します。そういったことを含めて、お前、こういったことについて一般質問せよと言った人においては、そんなことも俺にしてみれば大変なことなのだから、という話もありますので、町長、これから検討されるということでもありますけれども、そういったこともあるということをお含みの上、更なる検討をし、沼田町民が安心して生涯を沼田で終わらせるような方法にもっていつていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）意見でよろしいですね。それではここで10分程、休憩を致したいと思います。

休憩 13時52分

再会 14時05分

○議長（杉本邦雄議長）再会いたします。7番、橋場議員、財政問題について、質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）財政問題について、質問致します。国のやり方がドンドン変わっていくので、色んな面で私達、ついていくのが大変だなというふうに思っています。何としても私達が沼田町を良くしていくのには、財源がどうしても必要です。いくら助け合いで協働のまちづくりと言って、町民の人達に出て来てもらって色んな仕事をしてもらう、これ自体はいいことだけれども、それだけで実際には国がやらなければならないことをやらないでそのままにしておくという、こういう方向もちょっと出てきているようなふうに思います。私は、それで何としても自治体の財源を確保するという立場から、国に対して町村会なりで要求をして欲しいという立場から新型交付税、それから頑張る地方応援プログラム等について、ちょっと質問したいと思います。

基準財政需要額の算定項目がこれまで市町村分でいうと53項目あったのが、36項目程度に減らされた。そういう中で総務省が交付税の算定面、基準財政需要額の計算における改革であり、交付税の基本的な機能、それから交付税総額に直接影響を与えるものではないと、こう言って説明している訳でありますけれども、ずっとこれまでドンドン減らされているのです。

更に国が十分やらなければならない財源を確保していない。よこさないということで大変、沼田は幸いにしてそういうことは無いのですけれども、今年度、都市部では財源割れして実際に財源を確保できないという状況が生まれています。そういう状況がやはり私達の市町村に、沼田の町にも及ばないようにやはり国に対して、どんな地域にいても全国民と同じような公平なサービスを受けられる、そういう財源を確保すれということを国に対して強く要望していただきたいと、そういうことを思っていますがいかがでしょうか。

それから、2項目目なのですが、頑張りの成果に応じた算定というのが新たに設けられたようであります。これは安倍総理が地方が独自の取り組みを推進し、魅力ある地方に生まれ変わるように、ということで施政方針演説をやったそうなのです。それに基づいて各省でこういうものを作ったらしいのです。

頑張りの成果というの、どういうことなのかちょっと良く分かりませんが、調べてみたら、特別交付税による措置と、それから普通交付税による措置があるようであります。普通交付税についての頑張りの成果に応じた算定というのは、指標が9項目あるのだそうです。

行政改革指標、農業生産額、それから転入者の人口、農業産出額、小売業年間消費販売額、製造品出荷額、若年者就業率、事業所の数、ゴミ処理数、出生率、とこういう指標をもって、それがどうなったら成果として認めてくれるのかちょっと中身は分からないのですけれども、これ、資料を見ますと沼田町では、出生率についてはゼロ。それからゴミ処理数については121万1千円。農業産出額、これ何で沼田町にはゼロなのか分かりませんが、空知管内はほとんどゼロの方が多いのです。それか

ら次に小売業の年間消費販売額に対しての頑張りの成果に対する上乘せと言うか、そういうものは沼田町はゼロだと。それから、製造品出荷額、これも沼田町はゼロ。事業所の数もゼロ。数がゼロではなくて、それに対して国から算定される金がゼロだということです。それから、若年就業率、これは142万8千円。転入者人口、これに対する成果とって出してくれるのはゼロだと。こんなふうに見てみましたら、都市の部分では出生率だとか、農業産出率、それから商業の関係だとか、いっぱいお金が出てきているのです。ところがこれでいくと、こういうことをやられると益々、条件の不利地域の市町村というのは、そういう恩恵に浴さないで、こういう結果になるのではないかと思います。こんな地域を競争させたり、条件の悪い所は益々不利になるというような、こういうやりかたではなくて、やはり交付税の持つ性格をキチッと踏まえた上での財源確保ということを国に要求するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）基本的には、橋場議員さん、おっしゃるとおりだと思います。私の部屋の入り口にベタベタ貼ってあるの、他の管内は分かりませんが、空知管内では私だけだそうですけれども、やはりあれが本音でありまして、地方の固有の権利である交付税を一方的にそうやって削減するということは、やはり避けるべきだというふうに思いますし、町村会全体としても、町村会、比較的小さいですから、国に対して交付税の機能そのものをしっかりと果たしてくれということは要求を続けていますので、全国大会何かでもそういう意味では非常に激しい、そういうことをやっているのではないかなというふうに思います。

今回、今の総裁選挙をやっているのですけれども、その中では地方の格差が開き過ぎたのだというようなことも盛んに言うようになってきましたので、少しは分かってきたのかなという気が致します。地方分権、あるいは地方にその権限を移譲すると言っているのですけれども、前々から私が良く言っておりますように財源が一つも伴って来ない。その中で、後で質問のある件もそうですけれども、そういうものを地方に任せよう。国が楽するのだけれども、地方にその仕事を与えて、そして国は財源は渡しませんよと、これが従来の姿勢ですので、この辺はやはり、しっかりとこれからは国に対してもものを申すと言いますか、個人的に小さな町が言たってあれですから、やはり町村会挙げてそういう運動もしていかなければならないというふうに思います。

それと、もう1つ質問のありました、頑張る地方の成果です。これも全く人を馬鹿にしていまして、小さな自治体でこれをクリアするというのはなかなか出来ることではないのです。それよりも本当に日本の特徴的な、例えば、私共の町で言いますと雪の取り組み何かというのは、やはり北海道の先兵をきっている訳ですから、そういうものに対して国が全面的な支援をしてCO2の削減だとか、そういう環境問題に貢献

していただきたいとか、そういう配慮をするのであればそれは私共としても歓迎しますけれども、そして頑張る意味もあるのです。そういうことをやればくれるのだという。支援してくれるのだよということがあれば頑張り甲斐があるのですけれども、今のような状況ではなかなか難しいのかな。この辺についても実際には明年以降、相当また算定方式を変えと言っていますから、それに向けて町村会の中でまた、そういう発言をさせていただきたいというふうに思います。なお、橋場さんの属する党もそういう意味で頑張っていたきたい。

○議長（杉本邦雄議長）橋場議員。

○7番（橋場 守議員）今言った9つの指標というのは総務省の方の指標なのです。更に経済産業省でも一応準備しているのがあると言うのです。その準備している中身というのは、地域産業活性化法と、仮称なのですけれども、そういうのをやる予定なのです。それには企業立地促進のための自治体が減税措置をしたら、それに向けてその分に、限度額は決まっていますけれども、交付税をみて上げると言うのです。そういう制度を考えていると言うのです。そうすると、これもまた大都市、そういう所しか恩恵を浴さないです。しかも、一番とんでもないのは、企業進出してくるといったら大体大きな所が来る訳です。それらは元々大儲けをしている会社なのです。そこに何で自治体が税金をまけてやったりしなければならないのかと、私らもそう思っている訳です。そこに実際には住民は自分達の町の財源をそのために金を出す訳です。住民のために使うべきはずのものを大企業に補助してやると、そういう手伝いをするようなやり方は一切ダメだという立場で是非、頑張っていたきたいと思います。以上で要望して、次に移ります。

○議長（杉本邦雄議長）次に社会福祉問題について、質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）意見書も出ていますけれども、後期高齢者医療制度、これを是非とも止める必要があるのではないかなというふうに私は思っています。来年4月から始まる訳ですけれども、色々と参考書を調べてみましたら、大変です。しかもこれは北海道180の自治体があるのに三十数人の議員しかいないのです。全道で広域行政の議会の中に。全道民の老後の医療の問題をそれだけの人数で決められてしまうのです。しかも今回、共産党から町村の部分で議会の部分から、たまたま立候補して選挙になりました。そうでないと市町村長会、それから市町村議会議長会で推薦した人しか議員になれなかったのです。我が党から立候補したおかげで選挙になって、幸い我が党の立候補した議員はトップ当選させていただいた訳ですけれども、この間、会議をやりまして、そこで議案に対して意見を述べたのは日本共産党の2人の議員だけだったのです。そういう状況で本当に道民から離れた所で議論させられるような非常に非民主的な格好で広域行政議会が作られています。

そういう中で私は、本当にこの問題をしっかり考えていかなければならないと思うのですが、最初にこれで大変なのは、保険料なのですけれども、年金額、月額1万5

千円以上の人は全部、保険料は天引きされる。1万5千円以下の人達は自分で払いに行かなければならないのだけれども、これで大変なのは国民健康保険等、それから老人保健等のこれまでの被保険者は75歳以上ですと、滞納、保険料払えなくて滞納しても保険証を取り上げることは出来ないことになっていたのです。今度の改悪の中でその文言が削られてしまったのです。そうするとこれまで他の保険に入っていた時には保険証は取り上げられなかったけれども、今度は取り上げられる。こんな状況が出てきます。

それから、政府管掌保険、あるいは組合保険に入っている人達は自分で働いた給料の中から保険料引かれていました。ところが今度、75歳になってその保険から抜けてこの後期高齢者医療保険の方に加入しなければならないのです。ところが、例えば、その人が75歳になってそこから抜けるけれども、配偶者が75歳以下だとそれは別な保険に入らなければならないということが出ているのです。とんでもない状況です。

それで1番儲かるのは、75歳以上で被用者保険に入っていたら、これまで会社が保険料の半額負担していたのです。ところがこの後期高齢者医療保険の方に回されてしまうと会社は一銭も負担しなくても済む。こういう不公平があります。

それから、財源については、後期高齢者の人達から取る保険料が10%。それから、他の医療保険、国保だとか社会保険だとか、そういうところから支援金として保険料払わなければならないのですけれども、これが全体の40%。公費が50%。それで本を見ますと、これは10%の部分が高齢者が増えていけばいく程、12%、15%と増えていくことになっているらしいのです。こういう不公平な状態が、大変なことが起きています。~~~~~ちゃんと予定されている訳です。こんなことがあります。これはとても許されません。

それから、これは課長の方では、そういうことは上から来る資料の中には流れて来ないのではないかと思うのだけれども、診療報酬なのですからけれども、これは今までは点滴1回したらいくら、聴診器1回掛けたらいくらというふうに、出来高払いで診療報酬が決められていたのだけれども、今、国が狙っているのはこうだと言うのです。出来高払いではなくて包括払いだと、そういうこと流れて来ていますか。とにかく、75歳以上になった人は高血圧で病院に入院したら、1ヶ月入院したら、この高血圧症の診療報酬はこれだけだと固定されて、定額になってしまうのだそうです。それ以上病院がこの人がもっと治療しなければならないと、こういうことで治療をしたら、その枠から外れた分は病院の損になる。でなければ患者本人から引かなければならない。こういうことをずっと予定しているというのです。

こんなことをしたら本当に金が無い人はすぐ死んでしまわなければならない。こういう状況なのが今度の後期高齢者の医療制度の中身だということです。こんなこと、絶対に許してはならないと私は思うのですけれども、町長はどういうふうに思いますか。是非とも町村会でもこんなのは、もう1度やり直して再出発すれと、一番なのは、

やはりこれではなくて全員同じ、若い人も同じような保険に入れるべきだというふうに思うのですが、町長はいかが考えておられますか。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）質問のように、この医療制度を中止と言いますか、止めるというのはなかなか難しい状況にあるのかなと思います。しかしながら、先程の総裁選挙ではありませんけれども、何か後期医療制度を凍結するという話が今、出てきています。ですから、それがどこまでいくのか町村会からも相当な強い意見が行っていますので、見直しを掛けなければならないというふうに方向転換したのだらうというふうに思いますが、いずれにしましても基本的に私は、介護保険料の時もそうだったのですけれども、医療だとか年金というのは国が責任を持ってやるべき事項で、それを国の財政が厳しいから、あるいは医療行政が大変だからということで都道府県に落としてきたり、介護保険何て正に市町村ごとに介護保険料が違うのです。住んでいる場所によって介護保険料が違う何ていうことは考えられないことです。そういう所は町村会としても声を大にして言っていますし、やはりこの後期医療制度につきましても、色んな問題点があるということが分かってきて、今、凍結しようかという話が出てきているのだと思いますので、更に私共としても声を大にしていかなければならないというふうに思っています。

ただ、ご承知のとおり、11月には北海道としての広域連合の保険料も決まるような段取りで、今すでに進んでいっていますので、どこまでそれが止まるかどうか分かりませんが、機会のある毎に、私はそちらの方の代表にもなっている訳ではありませんから、管内から選出の町村長の会合の時にそういう意見を是非、空知を代表する議員の方から申し出てもらうように、そういう話をさせていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、新聞等を見ましても、この後期医療制度、お年寄りの皆さん方が払えるかどうかということも非常に大きな問題だそうです。ですから年金で細々と生活している人が頭からポンポン、ピンハネされていく。介護保険料も取られる何ていう事態になると、これは大変なことになると思いますので、お話ですと議会でもそういう請願か意見書を議決するようなお話でありましたので、私共としても共に協力し合いながら、そういう改善に向けて努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）もっとひどい事を国の方で考えているのです。これ、政府の後期高齢者医療制度のスタートの記にして終末期患者の在宅看取りということを促進する。要するに病院に入っていて、もう死ぬのだからこの人達は病院から出て行ってもら。死ぬのは家で死んでもらうということを促進すると言っているのです。それで国の方では現在、そういう実際、在宅死させられる人達が全体の2割に留まっていると、これは国が言っているのです。在宅死を将来4割に増やせば5千億円の医療費

が浮くと、こういうことを国の資料の中にあるのです。本当に国民のこと何か、何一つ考えていないという、これは社会保険保障審議会への厚生労働省提出資料の中にあるのです。

いつも怒られました私、お前何でもっと町民の所に行って訴えないのだと言われていいますので、頑張らなければならないと思っていますけれども、是非、こういう中身を啓蒙して欲しいなと思うのです。

課長に聞きたいのだけれども、そういう診療報酬を出来高払いではなくて、包括払いにすると、枠を決めてしまうのだという、そういう方向に持って行きなさいというような、そういう指導はまだ流れて来ていないかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）後期高齢者の診療報酬の関係については、この前、国保情報という中で診療報酬については9月の4日に社会保障審査会特別委員会において、骨子案が出されたと言われていいます。その特別委員会の部会で議論を重ねて、10月にチュウキョウとの具体的な作業で点数を決めるという段階のことしか来ておりませんので、包括だとか、出来高ですか、のことについては特にこの後期高齢者医療の中ではまだ情報としては掴んでおりません。

ただ、言葉的には、病院の中で医療型の療養型ベッドですか、の関係については、その包括型、それから出来高という部分ではそういう名称は確認しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）とにかく、そういう形で職員の方達、是非ともこういう問題を見る時に国から言ってくる方針だけではなくて、実際に国会でどんな議論されているのかと。そして、このことをやられたら沼田の住民はどんなことになるのかという、そこから出発して勉強して欲しいと思うのです。そうして、色んな場所に行って、空知支庁なり道なり、担当者の会議があつたら、そういうことキチッとと言えるような、そういう町職員になって欲しいなと、こういうふうに思っています。是非、頑張ってください。

○議長（杉本邦雄議長）次に6番、上野議員。就業支援センター、就農支援実習農場について、質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。私から、今年から始まります。10月から始まると聞いております就業支援センターと就農支援実習農場について、ちょっとお伺いしたいと思います。

就農支援センターの人数は、私が聞いている中では調印式の時に今の段階では2名という数字を聞いておりますけれども、この現在の人数と今後の予定は、どのように子供達が入所されてくるのか、お伺いしたいと思います。

また、沼田町の五カ山に作られております就農支援実習農場という、牛とか椎茸と

かとやる所がほとんど完成だと思うのですけれども、その運営上の、もしも赤字が出た時に財源と言うのか、そういう、どこから、町からと言われたらそれまでなのですけれども、やはり国だとか色んなことで補填されてくると思うのですけれども、どのように補填されてくるのか。また、そのことにつきまして、法務省が沼田町には迷惑を掛けないという言葉を私も聞いておりますけれども、その辺、どの辺まで面倒を見てくれるのかも、お伺いしたいと思います。

また、支援団体につきましてですけれども、支援団体が沼田で2つの支援団体が私、聞いている中では発足されたと聞いておりますけれども、その団体はいいのですけれども、少年がもしも犯罪を万が一起こした時、対応はどのようにしてくれるか。また、保護観察がいるからとかと言いますけれども、入所者の少年の悩み事、例えば、休みの時でも色んな相談、気さくに町民に相談できるような窓口等の設置を考えて、少年の気持ちを和らげるような事も考えたらどうかなと思いますので、町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まず、人数の関係ですけれども、現在のところは私共としては、まだ確定した人数を聞いておりませんので、2名と言われた状況からは、そう大きく変わっていないかというふうに思います。と言いますのは、非常に沼田町との協定内容が厳しい状況ですから、法務省、保護観察所としても、安易にその子供を連れて来る訳にはいきませんので、現在のところは非常に苦慮しているというお話を聞いておりますので、この後、どういう状況で推移するかちょっと数が掴めない状況かというふうに思います。しかしながら、出来るだけ早い時期に定員の12名の人員を確保したいという意向で努力をいただいております。努力をいただきますけれども、今申し上げましたように協定内容については遵守をするということでやっておりますので、そういうこともご理解いただきたいというふうに思います。

従って、その後に関連がありますけれども、実習農場は12名の子供が入ったということでの想定で、明年以降の運営をすることになっておりますから、当面、冬場に掛けて、椎茸の栽培、あるいは牛の面倒を見る子供達の数が少なくなれば、その分は一般からのパートを入れてでも動物達、あるいは椎茸の栽培をしていかなければなりません。従って、当初の経営状態のあれについてはもう何回か議会でも説明しておりますとおり、それぞれ特別交付税等での措置も考えていただいておりますけれども、今、新たにそういう問題が出て参りましたので、今、法務省とこれらについての対応をどうするかということを詰めさせていただいておりますので、この点については、もうしばらくお待ちをいただきたい。いずれにしても私共としては、地元の負担が限りなくゼロに近い状況で進めるように万全の体制で努力をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

次の、子供達が犯罪を起こした場合ということでありまして、私共は保護観

寮所とやっておりますのは、犯罪を起こさないように努力をしている訳でありまして、まず、そういう犯罪は起きるという想定はしておりません。しかしながら、万が一、起きた場合については、例えば、この子供達にも両親がいる訳ですし、あるいは自分自身にもそれだけの能力のある子供もおりますので、その事件の案件によっては、国に責任がある場合、あるいはセンターの職員に責任がある場合、あるいは両親に責任がある場合、あるいは本人に責任が有る場合、あるいは沼田町に責任がある場合、さまざまなケースが出てくると思いますので、それはケースバイケースでそれぞれ対応していかなければならないというふうに思います。そういう点でご理解いただきたいというふうに思います。まず、私共としては地域挙げて、今、お話のように2団体を発足しておりますが、その他にも、すでに蕎麦の同好会ですとか、色んな団体が是非とも協力、支援したいというお話が届いておりますから、地域ぐるみでそういう子供達を見守ってあげれば、まず、そういう犯罪というのは、今の協定の内容から来る子供達については有り得ないだろうというふうに理解をしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、子供達の相談窓口につきましては、お話のように駐在の保護監察官が2名おりますし、保護司も常駐をさせて、駐在保護司が24時間体制で子供達を見ておりますし、その他に地元の保護司さんもいらっしゃいます。そういう方達が子供達の更生に直接関わっている方達でありますので、私共が相談窓口を設けるというよりも、そういう保護司さんの窓口を使って更生をはかるとというのが一番スジだろうというふうに思いますから、そういう面での子供達の対応をしていただき、もちろん、していただけるというふうに思いますし、その子供さんに対する担当はどなたですよ、と決まってしまうのです、保護司が。ですから、子供さんが何かあれば、その保護司さんの所に行ってお話をする。それから、常駐している保護監察官に相談をするというケースで、行政に必要な相談があれば行政としての対応は十分させていただきたい。そんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）本当にそのように組織とか、色んな整備がされているのは分かりますけれども、まず、私は町として始めにしたらいいと思うのは、沼田に来る少年達を本当に早く町民に顔を覚えていただいて、町民と色んな行事に参加するという事も聞いておりますし、早く町民と解け込むようにしたら良いと考えております。

その中で、例えば、今、町長が言われたように保護観察だとか、保護司だとかと言われますけれども、少年が自分の気持ちでちょっとした相談をしたいという気持ちが起きた時に、その保護監察官なり、その保護司の所にわざわざ出向いて行くのではなくて、例えば、町の中に、町長宅辺りの看板を出して、いつでも少年が相談できるような体制を取ってみることも良いのではないかなと私は思っております。と言うのは、少年というのは、本当に素直な気持ちで1人の人間として、誰かが救ってあげなけれ

ばならないということなので、子供達が本当に気持ち良く相談、親身になって相談してくれる所に、個人の家でも良いですから表札等して、ここで気持ち良く相談を受けられるような相談場所を設置してはどうかと思っております。

町長が言われるように組織、萌の会とか、すずらんの会とか、蕎麦の同好会とか、協力すると言っております、この方達につきましては、例えば、誕生パーティーに食事会をして下さいということをするとか聞いておりますし、そういう組織というのは、年間の行事の中である程度、消化するという気持ちもあると思うので、そういう組織だけではなくて、一町民が一少年と接する、相談できる体制を取って、監察官だけに頼るということではなくて、その少年の気持ちを救い上げられるような場所を設置したらどうかと思っております。

また、保護司の増員をされるということを私も聞いておりますけれども、これから講習会に行って相当、町民が保護司になる方が増えると思いますけれども、その保護司という方は、私ちょっと聞きますと、町民に保護司の名前も全員知らせないで、その少年の相談も夜間、夜間と言うか、暗くなってからその家にお邪魔したり、そういう指導をしたりしているということを隠れた中でしているのに、この沼田に来る子供と、ちょっと言葉は悪いのですけれども、後ろめたさ的なものを私は感じておりますけれども、町長はその辺の現在、沼田町にいる保護司の観察されている少年と、今これから来る少年との認識と言うのか、その辺をどう思われているのかなということをお聞きしたいと思います。

あと、先程、町長がその収支関係は、国にゼロに近づけるということで、負担を無いようにするということで、これから話し合いすると聞いておりますけれども、本当に農家というのは、農業の農産物というのは、そんな簡単なものではないと私は思っておりますけれども、色んな災害と言うのか、自然災害的なものも色んな事がこれから起きると思います。その辺のところも町として出来るだけ国に要望をして、町民の負担が無いようなことを言っていただきたいと思います。町長、前から国が面倒見てくれると言うのか、負担をさせないとかと言いながらも特別交付税で面倒見るとか、そういう地元負担だとかと色んな、私ももらったものがありますけれども、特別交付税というのは、あまり当てになってならないようなことを聞いておりますので、是非、その辺も一般交付税に算入できるようなこともお願いして欲しいと思います。

それと、少年が将来、沼田の農業の後継者となっていて、沼田の農業の遊休地を、農業をやってもらいたいということを前から言われておりますけれども、本当に農業経営を行うということにつきましては、簡単なものではないと思っております。色んな設備投資から、土地の関係から、その指導、更にお金を借りる訳ですから保証人の関係から、将来の沼田にとっては遊休地が出るからその少年にという気持ちは分かるのですけれども、その辺、町長はどのように考えて少年をそういうふうにもっていくのか、それもお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）一番最後から順番に行かせていただきます。沼田で農業に従事していただくということは決して農業経営者ばかりではなくて、何回も申し上げておりますように私はやはり沼田でも遊休農地が出るだろう。その場合にやはり放置する訳にはいけないので、町あるいは農協、あるいは関連する団体と共に、仮称ですけども、農業公社みたいなものを立ち上げて、そこで離農をする農家の皆さん方の技術、そういうものを活用しながら、子供達もそこで、賃金と言いますか、給料と言いますか、そういうもので従業員として雇用することだってあり得るだろうというふうに思います。

それと、すでに、是非、優秀な子供がいれば自分の所の農業の手伝いで年間、雇いたいという方も何人か出ておりますから、そういうケースもやはり現れるだろうと思いますし、私共はその沼田の農業の将来にとって担い手がなくなる。あるいは農地の遊休地が出てくる時に、きつとこういう意欲のある子供達が役に立って、沼田の農業を支えてくれる時代が来るだろうというふうに思いますので、そういう方向でこれから関係機関と調整をさせていただきたいというふうに思います。

それと、すべての子供が農業に従事する訳ではありません。雇用事業主会というのもすでに20社近く沼田でもう加入をいただいておりますから、そういうところの協力をいただいて農業をやってみたけれども、やはり農業は合わない人もいらっしゃるだろう。そういう子供は農業以外のところに勤めていただいても結構ですし、あるいは私共としては加工場、あるいは福祉施設もありますので、そういう所での対応等も考えていきたい。それはあくまでも、やはりその子供の人間性を見て、あるいはその子供達がどういう生活を送ったかということ判断しながら、個別に観察所と対応をしていかなければならないかなというふうに思っております。

その次は、特別交付税を普通交付税ということですが、これはあくまでも特別交付税の現行の制度しか有り得ないだろうというふうに思いますから、そうした意味での努力をしていきたい。

それと、その前にありました収支の状況ですが、これについても、すでに全体の赤字の80%については埋めるという約束は従来から取っておりますから、それに加えて法務省がどこまで他の名目で補填をしてくれるか、あるいは総務省が、総務省と言いますか、道と総務省がその地域の特殊事情を勘案して、どこまでまだ上積みをつけるかということだろうというふうに思いますので、これらは私共、職員と共に、やはり精力的にそういうものをしていきたいというふうに思っております。

それから、次の保護司の関係、絵内議員さん、保護司さんですから、隣でお聞きになればお分かりだと思いますけれども、一般の子供達の所は、夜に行ったり何かするということは、これは周りの目があって行けないのです。それは今のセンターとは全く条件が違う訳です。保護センターの場合は、自由に出入りして、自由に一般の町民

が行って、その子供達と会うことも出来ます。ですけれども、例えば、私の隣にいる副町長がもし犯罪者だとして、仮に、申し訳ないですけれども、そういう中でその副町長の所に絵内保護司さんが頻繁に行くようになると、この人が犯罪者だということが分かるということで避けている訳です。ですから、その辺の状況は全く違いますので、就業支援センターは開かれた状況で皆さん方と接していただく。その代わり、監視の体制だけは強めますよということです。それをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、最初のお話ですけれども、相談の窓口と言いますけれども、この子供達はまだ観察中の子供なのです。まだ1年間残っているのです。その間に、例えば、自分の都合のいいことばかり言うような所に相談に行くと、違う知恵を付けられたとしたら、この子供は逆に更生できなくなってしまう。私はもし、そういう提言があるのでしたら、沼田の子供達のために町内に1箇所位ずつ、子供の相談の家庭ですよと作る方がいいだろうと思います。今の犯罪傾向から言って、むしろこの12名の子供達は、しっかりした監視の体制の中で生活を送っている訳ですから、それ以外の一般の子供達をどうやって健全に育てるかという方に、今の提案があった制度は利用されるといいのかなというふうに感じました。

以上、洩れていないと思いますけれども、洩れておりましたら、また追加で答弁をさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員） こういう農業をやって立ち直るということで進めるのですけれども、これは国がやっているのは分かるのですけれども、この沼田町は北海道という所に在りながら、北海道の協力、特に普及所、警察署、これは北海道としての協力は、大分、整ってきているのか。また、それに関係して沼田の普及所、警察、この関係は、どのようになって沼田の支援を得られるのか、その辺を最後にお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 警察の事は、私共、聞いても向こうは喋りませんので、ですけれども、子供達が来た場合のシミュレーションはもうすでに終わっているということです。ですから、十分その監視体制と言いますか、パトロールの体制だとか、そういうものも、どういうふうにやったらいいかということは、方面本部長まで視察に来ていますから、農場とこのセンターの場所、旭川方面の本部長も来ていますし、道警の本部長も来ています。それ位、国が初めてやる事業に対して関心がありまして、そういう万全の体制で支援をしたいと言うか、警察本来の仕事をキチッとやりたいということだと思いますけれども、そういう状況にあるというふうに聞いています。

それから、普及センターにつきましては、農業振興課長の生沼課長から聞きますと、空知の普及センター挙げてこれを支援するということになっているそうです。ですから、プログラムの作成ですとか、そういうのも今、全面的に空知の普及センター全体

で考えていただいて、今、支援体制を組んでいただいていますので、道としてもやはり、法務省からこの事業に対する協力要請というのは行っておりますので、そういう体制でやっていただけるかというふうに思っております。

○議長（杉本邦雄議長）次に沼田高校の募集停止の対策について、質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。先程、高田議員が沼田高校の通学費の助成について、私ちょっとダブることがあるのですけれども、なるべく避けて質問させていただきますけれども、本当に残念ながら沼田高校が募集停止ということを聞いて、言葉も出ないショックと言うのか、議員の皆さんもガクッとした様子を私も見ておりますけれども、本当に残念なことですけれども、この沼田の高校の名前がいずれ無くなる。この沼田町に沼田高校という名前がいつか消え去っていく。こんなことが起きてしまったのですけれども、この沼田にいる子供達は、沼田に生まれて中学校、そして、では、どこの高校に行こうかと、その中の選択肢に沼田高校もあると思います。

それが名前が無くなるということになることによって、町としてその子供達に悪いけれども他町村の高校に通って下さいということになれば、高田議員の町長の答弁では、それは無理ということを言われたのですけれども、その通学費という言葉だけではなくて、出来たら沼田の子供達が町外に通う。その子育ての支援ではないですけれども、中学3年生が高校に行く時には何らかの補助を出してあげる。というのは、道の方の補助金も1万3千円以上とかと、色んな条件が厳しいということで、それが北海道の方も少し緩和されるかもしれないですけれども、沼田町として、こういう結果になったことによって、中学校3年生が、進学するこの子供達に何かの形で応援してあげて欲しいし、例えば、沼田の振興協議会には町の予算が盛り込まれていながら、そこに予算が色んな事に使われているのですけれども、これについても、今後その振興協議会の中でも、有効にその予算を使うためにも、そのような通学費と言うのか、名前は別にして、この中学生に何かの形で何年間か支援していったらどうかなと私は思っております。

それと、沼田の今、残っている高校生が今度、2年、3年生と二学年の少ない生徒になってしまうことによって、この残っている生徒が沼田高校を卒業して良かったと思うような環境作りを町としても、今、取っていただきたいと思います。例えば、他校との交流、クラブ活動の指導の関係で、例えば、特別に優秀な指導者を来てもらう。または、沼田高校生がそこにバスか何かに乗って特別な指導を受ける。やはり沼田の高校という名前を最後まで誇りを持てるような高校の生徒として、町として取り組むべきだと思っております。

それと、今後、来年度から沼田高校が募集停止になることによって、通学手段の事なのですけれども、JRを主に使うことが多いと思いますけれども、私、この間、ちょっとJRについて時間帯が7時半のJRがちょっと増加しているということで議会の中でも要請した中で、今、沼田町で乗って秩父別町で前後の扉を開けて乗るように

なっているのですけれども、一般の町民も乗りづらいと言うのか、窮屈な思いをして、あの時間帯は避けたいという町民もいると聞いておりますけれども、その辺、町長、どのように考えているか、それも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）通学費については、重複をしますけれども、私の考えとしては現状、去年は3名、今年度は1名という希望の中で、そうしたところまで町のお金を使って支援をするということは難しいだろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、他校との交流とか、クラブ活動の指導とか、色々とおっしゃられましたけれども、道立高校が相手なものですから、町が勝手に物事をこうやって欲しいとか、こう支援しますよと、これはなかなか行かない。例えば、教育長から前回、説明があったように、補助教員を1名配置するにしても道教委としては、なかなか難しい返事をするという状況ですから、これは学校長がそういう判断をして、地域にそういうような必要がある。あるいは他校との交流が必要だということで学校長から町に対して要請が出て来るということであれば、これは町としても、と言うか教育委員会で十分、それを対応していただくようにしていただければというふうに思います。いずれにしても、私は、今、残される1年、2年生ですね、その子供達については、やはりこの沼田高校を選んでいただいたという、そのことに対して最大限の配慮をする必要があるだろうというふうに思いますから、この子供達が卒業するまではキチッと振興協議会、どういう名称、沼田高校という名前を取るかもしれませんが、そういう支援をする、あれを残して、その卒業生が無事、沼田高校を終えて良かったというふうに思えるように、皆さんと共に議会のご理解をいただいて努力をさせていただきたいというふうに思います。

それから、通学間のトラブルについては、一般の住民の皆さんからそういう声があるのであれば、私共としても対応したいというふうに思いますけれども、多分にやはり、子供達はテレビ何かで見ていると、自分達は悪くないという発言しておりますけれども、私は旭川厚生病院に定期的に行くものですから、あの列車に乗るのです。やはり子供のマナーも悪いです。それは、乗ってきませんから。運転手1人で、車掌がいなくて、マイクでいくら喋ったって、列車に詰めれと言ったって詰めないし、乗ってこないのです。そういう中で一般の町民に迷惑掛けられているかと言いますと、むしろ一般の方はスッスッ乗りますから、そんな迷惑何て事はほとんど無いだろうと思います。問題は沼田でやっと乗ったのだけれども、秩父別に行くと、まだ中に詰めていませんから、そういう状況になるのかと思います。

ただ、列車1台に満杯に立ったまま詰めるというのは、あれはちょっと異常だなというふうに私も感じていますので、これは次回の北空知の振興協議会の折りに議題として出して、秩父別の町長さんも同調してくれるというふうに思いますから、広域圏

として通学列車の緩和と言いますか、そういうものに取り組むように要請をさせていただきたいというふうに思います。それが要請されれば一般の住民の皆さんの何らかのそういう面での要望につながるだろうと思いますから、そうした対応で理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）沼田高校につきましては、名前が無くなるということは高校の校舎、更に沼田町にある道の土地、この関係を今後どのように町長は利用しようと言うのか、道との話し合いをしていくのかお伺いしたいのと、沼田高校に勤務されている先生、家族、結構おられると思うのです。その方が沼田から何人かずつ減っていくことになるのですけれども、それについては商工会なり、町の光が少しずつ消えると言ったらオーバーですけれども、それについて町長はどのように、その対策と言うのか、何か考えていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

それと、今、通学の関係なのですけれども、私、この間、9月の14日、あれは朝7時半のJRの駅に行って、そこで子供達が沼田から約40名乗っておりました。それで高校生にも聞いたりして、ちょっときついのだということを聞いておりますし、それに沼田から深川の方に行く学生は、親が送り迎えしたり、7時半に混むから6時の汽車で行ったりする子供もいると聞きました。そして、私はその後、秩父別町の駅に向かって、たまたま車で間に合ったので秩父別の駅に行って自転車の数を数えたり、生徒の数を数えたりすると、やはり60人位、乗っておりました。そして、私はその子供達、一般の人は乗ったのは、沼田町の駅で2名位でした。留萌の方面から来た一般の人が座っていました。その中で子供達が沼田で乗って、秩父別で乗って、その車掌さんが声は掛けていたのか、ちょっと私は聞こえなかったのですけれども、子供達が自然に中に詰めていって真ん中で詰まった状態になっていて、更にそれでも子供達が乗れない状態で、その入り口のドアのギリギリの所まで子供達が乗っている危ない状況を見た中で、1両ではちょっと足りないし、それこそ座席の無いもっと、子供達が立っていてもいいから座れるような車両にしたらどうかなと思ったりしております。

帰りの列車が、3時半の列車が留萌行き、これ旭川から直行の列車だと思うのですけれども、これについては2両で入って来ます、沼田に。こういう2両編成で子供達が、お客さんが全然乗っていないのに2両編成で留萌方面に向かって行く姿を見ますと、出来たら朝、2両に何とかしてあげて、その沼田らしい通学、ある人ではないけれども、都会はギュウギュウ詰めが当たり前だではなくて、沼田町は北海道に在って函館本線はそんなに混んだ中で乗っているお客さんはいない、ということから考えると沼田らしい子供達の通学体制を是非、町長、取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）列車の関係につきましては、先程、申し上げましたように広

域圏の中で論議をさせていただいて、関係方面に要請するようなことで働きを掛けていきたいというふうに思います。

あとは、沼田高校跡をどうするかということですが、これはなかなか、今、私共が答弁することにはならないので、これから、どういうふうに道教委が話をしてくるのか。それを受けながら私共としては、対応していかなければならないかなというふうに思います。

いずれにしても、先程、申し上げましたように沼田高校振興協議会、名前を取るかもしれませんが言ったのは、中学校、小学校、幼稚園をひっくるめて、沼田の教育、沼田高校が無くなった後にどういう体系でやればいいのかということを論議する機会を設けて、その中で道教委の提案等について、あるいはその懇談会の中で提案があれば、それを道教委と話し合いをする。そういうことになっていくかというふうに思います。

いずれにしても、商工会を始め、人口減少、私共ももちろんそうですが、人口が減ることに対しての、非常に懸念がありますので、このことについては、別の角度から私共も努力をさせていただきたいというふうに思います。

今、日中、ちょっと地域開発課にも指示をさせていただきましたけれども、今、申し上げる訳にはいきませんが、あらゆる手段を使ってそういうものに対応する事が可能であれば、是非、実現をさせたいというふうに思いますし、企業誘致についても、従来に増して努力をさせていただいて、一人でも多くの方の沼田に定住を促進させていただきたい、そんなふうに思っておりますので、これらについては、議会の議員の皆さん方のまたご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）次に1番、津川議員。臨時職員の給与体系について、質問して下さい。

○1番（津川 均議員）1番、津川です。先程、山木監査から18年度の収支、1億4千2百万の黒字が出せたと、これは本当に職員の皆さんの努力の賜物であるというふうな意見書が出されておりましたけれども、正に私もその通りだというふうに敬意を表するところでございます。

しかし、沼田町で行っている数多くの行事、事業、あるいは抱えている施設、この中で職員さんと共に一所懸命働いてくれている臨時の職員さん、パートさんが数多くいらっしゃいます。多い所はやはり、旭寿園、和風園、それからほたる館、農産加工場、こういった所がかなりのパートさんや臨時の方を雇っておられる。その他にも体育館だとか、化石館だとか、パークゴルフ場だとか、あるいは農場だとか、こういった所にもおられる。総体で何人になるのか私もちょっと計算をしておりますが分かりませんが、こういった人達の月の給料、押し並べて聞いてみますと、大体13万から15万位の間で推移をしているようでございます。中には時間外が付いたり、あるいは別な手当等が付いて、これよりも多くもらえる人もいるのでしょけれども、

それにしても、1人生活をするについては私は十分な報酬ではないというふうに理解を致します。

完全にもう仕事も終えられて、年金も十分にもらえていて、お小遣い程度に稼いでいるのだよという人なら、それなりにいいのかもしれませんが、中には、やはり若くてまだしっかりと親を扶養しなければいけないとか、子供の扶養もあったり、若い方もいらっしゃる。そういった人達の、臨時が故にこういった安い賃金で生活をしておられると、本当に大変な思いをしているのだらうなというふうに思うのですが、町長は、この臨時の職員さん達の賃金をどのように評価をされているのか、現在の評価をされているのか、お伺いをしたいのと、それから、部署によっては大変厳しいと申しますか、きついと申しますか、激務であったり、あるいは不規則であったりする職場もある訳で、そういった所への配慮が必要ではないか。何もかも臨時職員さんだから皆さんが一律という考え方ではなくて、もう少しそういったところの配慮もすべきではないのかというふうに考えますし、先程もチラッと言いましたように場合によっては家庭の事情で本当に生活が大変だ、おぼつかない、こういった方もいらっしゃる。こういった人達への配慮も是非すべきで、一律の給与体系というものではない。そういったものを考えなければならないのではないかとこのように思いますが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられる意味は、分からない訳ではないのですが、これまでも、例えば、私もいつ頃までか、ちょっと良く覚えていませんけれども、従来は臨時で月額で払っている職員についてもボーナスが出ていたのです。それについては、議会が決算特別委員会の中で、それは不適當という意見が付きまして、そういうことは無くしようということで無くしました。それと、その折に、その以降ですけれども、今、ご質問のように、例えば、旭寿園、和風園では仕事の差がやはりあるのではないかとこのようなご指摘もあり、今の段階では特別養護老人ホームと養護老人ホームに勤めている方の中に開きが、若干ですけれども、差が付いています。それから有資格者についても若干ですけれども、差を付けてあります。

総体的に、介助員と言いますか、そういう方、13万ちょっと位ですから、その金額が安いということになると、これはなかなか町の、今、直営で運営している老人ホームが慢性的な赤字に陥ってしまうようなことになれば、これは町の財政上もちょっと困ることになりますので、難しいところだと思うのです。

それで現在、正直申し上げまして、124名の臨時の方がいらっしゃるのです、全体で。その中で、温泉と加工場については、その年の営業成績によって若干の特別手当を出しています。臨時の方にも出しています。何千円かですけれども。それは間違いなく出しています。加工場については、黒字決算の場合には、そういう上積み、5千円なり1万円の上積みを掛けて、支給をさせていただいておりますが、その他に沼

田高校の存地と言いますか、そういう将来的な事も考えまして、臨時で小学校、あるいは役場の職員として雇っている方がいらっしゃいます。この方については、内規でそれぞれ1年目いくら、2年目いくら、3年目と、要するに6年間勤めて、5年になりますと打ち止めの15万になるのですけれども、そういう中で今年から、去年かな、今年かな、若干、期末手当を出す、5万円程度出すことにしております。これは正規の事務的な職員と全く同じ仕事をやっているということもありまして、しかも沼田高校の振興の対策もありまして、こういう対策もしておりますけれども、これ以外については、ほとんど先程申し上げましたように議会の決算の中でそういう論議がありまして、支給をしております。

従って、安いということになれば、どうすればいいかなということで資料を取りましたら、北竜町のエイラク園と比較をした資料を見ますと、決して沼田の賃金が安い訳ではないのです。これで民間の特別養護老人ホームにいくと、まだ安いと思います。ですから、一般的には、やはり私共も現場で色々な所のデータを取った中で比較をして、総務課、財政課と相談しながらこの金額を決めていっているのだろうというふうに思いますので、その全体をアップするということはなかなか難しい。かと言って、副議長、おっしゃるように個別の事情を勘案して、差を付けなさいということは、これは尚、難しい。これはなかなか臨時の職員には出来ないことだろうというふうに思います。

従って、最良の方法としては、除雪の運転手の場合は、初歩と言うのですか、入って1年、2年とかという方と、中堅と、それから上級と言うか、もう10年以上勤めた方との差を付けているのです。そういうようなランク付けでやるとすれば、若干、修正が可能なのかなというふうに思っているところであります。その辺は明年の予算編成に向けて、全体の人事管理の中で総務課、財政課で協議をさせていただき、現場の意見を聞きながら、検討させていただければというふうに思っております。ただ、いずれにしましても、私共は、この条件を提示して納得して契約しているのです。ですから、本人、不満かもしれませんが、私はこの条件で半年間いいですよということでサインをしているということです。その辺もご理解いただければなというふうに思うのです。そういう意味で本当に正規の職員にして頑張ってもらいたいという方もいらっしゃるようですし、さまざまな臨時の方もいらっしゃるようですけれども、いずれにしましても、今申し上げましたように明年に向けて検討させていただければというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川 均議員）町長のおっしゃるとおりなのです。自分達はその給与体系が分かっているから契約をされているのですから、そのとおりなのですけれども、ただご存知のように沼田の比較的大手の企業がここ何年間の間で潰れている。だけど自分達の家はしっかりと沼田に建てて他へはもう行きたくない、そういった方々もいらっしゃ

る。その中には先程言いましたように若い方もいらっしゃる。まだ子供の扶養もある、親の面倒をみなければいけない、そういう条件の方もいらっしゃいます。

確かにそういったところまで入り込んで、どうのこうのいうのは難しいかもしれませんが、そこまでして沼田に残ってくれる、沼田に残りたいという気持ちのある方は、もう少しそういったところまでの面倒を考えてあげるべきだと思うのです。

都会なら、例えばこの15万なり13万の給料で安ければ、すぐ近くであるいはどこかのコンビニへパートに行けるだろうし、また色々な内職も出来たり、という色々な道がある訳ですけど、沼田ではそれは難しい。これだけで生活をしている方もいらっしゃる訳ですから、ましてやもう4千人を切ってしまいましたから、是非そういった方々の苦労というものも組んであげて、出来るだけの配慮を私は考えていただきたいという風に思います。

何とかこの後考えていただけるということでございますから、是非そういった方々が間違いなくこの町に住んで良かった、沼田に住んで良かった、町長の目指す協働のまちづくりと一緒にやってくれる、そのことを是非考えていただいて良い方向で検討していただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（杉本邦雄議長）2件でよろしいですか。

○1番（津川 均議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）以上で町長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。7番橋場議員、全国学力テストについて質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）教育長にもこれは止めるよう要求したのですが、全国一斉学力テストが愛知県の犬山市で、これは教育には役に立たない、教育的では無いということで実施しなかった。そこで犬山市の教育委員会は、犬山市の教育のこれまでの経過を一冊の本にして出しています。出来れば是非買って、沼田の教育委員会も参考にして読んで欲しいと思います。

最近、マスコミで騒がしているように、今回の学力テストをやる前に私が前に発言したように、東京ではいろいろな区毎に学力テストをやって、学校の順位を決めてしまっていて発表する。そういうことによって、中学校に誰も入学して来なかった学校も出るようなことが前からあった訳です。私達は反対して運動したのですが、昔から学力テストをやっているとして、それが今回出てきているように、その時もやっぱり携わった先生達が成績の悪い子、教科の成績が悪いからといってその人の人間性というか、色々な持っている良さ、というのは絶対否定されない良いものがたくさんある訳です。ですから、学力だけでその人の良し悪しを決めるべきでは無いと思う訳ですけど、こういう一斉学力テストをやると自分のクラスの成績を良くするために、教科であまり成績の良くない子供に、テストの時間に学校をさぼって何処かへ行っていてくれと、こういう指導をやっていたと私らは前から話を聞いていました。今回マスコミでちゃ

んとそういうことを言っていました。休んでくれと言って休ませる、それでクラスの成績を上げる。しかも一番酷いのは、校長から始まって、子供に不正なことをやらせた。間違っていたら、ここ違うぞと言えないから指で教えてやっていたことが、テレビにまで映る状況です。

私はこういうことまでして、子供の尊厳を傷つける様なことをやるべきではないという風に思っています。しかも、この一斉学力テストをやる前からやっている自治体では、その学校の順位によって成績の良い学校には教育費を多くまわすとか、とんでもない事をやっている。こんなことは教育行政の中でやってはならないことと思うのですが、こういう風に教育そのものが歪んでしまっている、そういうことから私は今後、こういう一斉学力テストをやるとしたら、犬山市のように勇気を持ってこの沼田町も頑張りたいと思うのです。

全国一斉学力テストは行政的な命令では無いのです。ですから、やらなくても何の処罰も受ける訳では無いのです。ですから、そこの教育委員会がどういう考えを持つかによって決まっていく事なのです。そういうことで、是非犬山市のことも勉強しながら、出来ればこれは教育的に何の役にも立たないという立場で、是非応じないで欲しいと思うのですが、どういう風に考えられるか。教育委員会で相談しますという風になるのですかね。

それから、今年度の学力テストにかかった費用が66億円で、その内の49億円がたった2つの民間企業に対して委託費として払われるというのです。役に立たないとんでもない事をやって、国の予算を大きな民間企業に49億円も払ってしまう、こんな無駄なことをやっています。全国的な学力の傾向を調査するのであれば、ここに書いてあるように、何パーセントか抽出してきちんと出来るというのが指揮者の意見であり、それが何故全国一斉にやらなければならないのか不思議でなりません。それで、何十億というお金を使っている訳ですけど、これを止めて教職員の増加、30人学級のため教員の人達も労働組合も頑張って要求運動をやっておりますけど、そういう方向にお金をまわすべきではないかと、こういう風に思っているのですが、どういう風に考えておられるかお答え頂きたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）橋場議員さんから言われた関係ですが、正直言って学力テスト、調査の関係は今年4月24日にやっている。来年以降も文科省ではやりたいと考えているので、先程橋場議員さんが回答いただきましたけれども、私どもは学校側とか保護者側と話合って、それから最終的にはその意見を総括してこれが沼田の児童・生徒のために必要なかを教育委員会で充分検討して、必要であるということであればやっていきたい。あえて必要でなければやらない。ただ、全国的に犬山市だけで、北海道で今回ボイコットしたところはありませんでした。ただ管内25市町においても反対したところは結構あり、先般の色々な関係の教育長会議において、この結

果の後処理のことに対して、これがあくまでも児童・生徒の差別化になると、どうしても色んな不都合が出るであろうということが言われていました。

最終的に言える事はこの学力テストが来年度以降も文科省が考えるという中で、私はいつも教育委員会の立場として、沼田の小学校、中学校の児童・生徒のためということを常日頃考えておりますので、これがどうしても必要でなければ、充分教育委員会でも検討していきたいし、これは確かに色々な学力の関係で調査が必要であれば良い方向に考えて持っていきたいと感じております。

それから2番目に言われました費用の関係、18年の準備段階だけでも18億と私共も聞いております。ですから相当なお金が出ている感じがしますが、これは文科省だけでなく、最近厚生労働省も色々な事業をやるのに簡保の施設を業務委託したと、随契したと言われているが、これも何十億、何百億という話をしていましたので、これらの関係について私共はなかなかこういう末端からは声は出せませんが、私共の色々な関係の会議に物を申し上げられますし、また橋場議員さんの共産党の関係でも色々ご支援していただければと思っています。

最終的に言われた教職員の増員ですとか、それから今の40人から30人になることは私も大賛成ですので、これら関係を是非ご指導をいただきまして、進めて行きたいと考えています。宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）以上で教育長に対する一般質問を終わります。これを以って一般質問を終了致します。ここで暫時休憩致します。35分まで休憩致します。

15時22分 休憩

15時36分 再会

（専決処分の承認）

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第9、承認第4号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成19年9月20日提出。町長名でございます。次の頁をお開きをお願いしたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成19年度沼田町一般会計補正予算、専決第1号を別冊のとおり専決処分する。平成19年7月30日、町長名でございまして、別冊の専決第1号の補正予算1頁の方をお開きをお願いしたいと思います。

（1頁目 第1条第1項朗読（第2項省略））

○財政課長（辻山典哉課長）本専決処分につきましては、火葬場火葬炉の2次燃焼室、ここの耐火レンガが脱落を致しまして、このまま使用致しますと非常に危険性があるということから、緊急に改修をする必要が生じまして、専決処分とさせていただいた

ものでございます。それでは6頁をお開きを願いたいと思います。1番後ろの頁になります。まず下段歳出であります、衛生費で環境衛生費の補正でございます。只今申し上げましたとおり火葬場火葬炉の第2次燃焼室、この耐火レンガの崩落ということでこれを緊急に改修をしなければならないということの予算でございます。147万円の工事請負費でございます。これの財源につきましては、地方交付税を同額をあてて予算措置を致したものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第10、議案第53号。平成19年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第53号、平成19年度沼田町一般会計補正予算について。平成19年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年9月20日提出、町長名でございます。別冊の補正予算第4号、1頁をお開き願いたいと思います。

（1頁目 第1条第1項朗読（2項以下省略））

○財政課長（辻山典哉課長）9頁の歳出の方をお開き願いたいと思います。まず歳出であります、2款総務費13目の地域安全対策費で9万4千円の補正を致してございます。これにつきましては、沼田町交通安全運動推進委員会の交付金の増でございますが、事故死ゼロ達成記念の町民大会に要する経費を計上致したものでございます。14目の自動車学校費であります、243万円の追加であります。これにつきましては、本年度導入を致しました、大型教習車両の格納車庫、この一部を奥に伸張するための改修を行う経費でございます。次に徴税費の2目賦課徴収費であります、57万円を追加を致したものでございます。過年度の過誤の還付金及び還付加算金の増ということで57万円ありますが、修正申告等によります還付金、これらの予算を留保するために57万円の補正を計上したものでございます。次3款の民生費1項社

会福祉費の3目介護支援費であります、47万円を追加を致したものでございます。これにつきましては、町が行っております住宅整備の助成事業、単独事業であります、この補助金と致しまして追加をしたものであります、当初2件分80万限度で160万円を予算措置を致していたところでございます、現在予算残が33万円ということになっていることから、47万円を補正をして1件分の上限80万円を確保しておくものでございます。次の頁をお開き願いたいと思います。4款の衛生費であります、1項保健衛生費1目保健総務費であります。7,412万円の追加補正でございます、厚生病院の損失助成の補助金となっております。平成18年度にかかります損失補填であります、損失の確定額1億1,118万1千円に対します3分の2の額を補填をすることとしたものでございます。次に6款の農林水産業費であります、農業費の15目五ヶ山牧場運営費で287万9千円を追加を致したものでございます。これにつきましては飼料費の増でございます、昨今とうもろこし等の飼料単価、これが高騰しましてこの影響を受けまして追加補正を行うものでございます。なお財源につきましては、職員の人件費に充当致しておりました財源を振り替えて今回のこの補正に充当したものでございます。次、17目の就農支援実習農場運営費あります、補正額はございません、総額内の増減でございます。9月実行予算と致しまして、予算総額の中でそれぞれ節の予算組み替え等を行ったものでございます。次の頁11頁をお開き願いたいと思います。8款の土木費2項道路橋梁費の2目道路新設改良費であります、400万円を追加したものでございます。これにつきましては、旭町公園線の歩道拡幅事業にかかります補正になるわけですが、工事請負費につきましては、産廃経費の精査によりまして、これが増になったということから事業費の増額を致したものでございます。補償補填及び賠償金と致しまして、支障物件の移設補償費で70万円の増加を致してございます、これにつきましては水道横断間の移設補償費の増でございます。なお財源につきましては、事業費が伸びてございます。この為、財源につきましても国庫補助金で220万円を充当致しております。更に地方債では過疎債で200万円の増、一般財源で結果的には20万円の減という風になってございます。次に4項都市計画費の1目公共下水道費であります、85万1千円の減額でございます。これは下水道特別会計繰り出し金の減額で繰り出し金の減でございますけれども、下水道事業会計におきまして個別排水処理施設の運転管理委託料、これに執行残が生じておりますので、これを整理したことによりまして、一般会計からの繰り出し金も減額になるものでございます。次に5項の住宅費、住宅管理費で33万1千円の減額であります。これにつきましては、旭町公園線の歩道拡幅に伴います旭町公営住宅の解体工事、これは補助事業内の補償工事の執行残がありまして、この減額でございます。次の頁をお開き願いたいと思いますが、12款諸支出金でございます。1項諸費の4目振興基金費でありますけれども、100万円を追加を致したものであります。振興基金の指定寄付金と致しまして積み立てるも

のでありますが、6月11日に吉田フミコ様よりご寄付のありました100万円について、振興基金に積み立てるものでございます。次に5目のふるさとづくり基金費でありますけれども、131万6千円の追加でございます。6月補正予算以降に指定寄付をされたものにつきまして、積み立て予算を計上致したものでございます。7月2日の千田 猛様の100万円他5件という風になってございます。13款の職員費につきましては、財源のみの調整という風になってございます。

それでは7頁の歳入の方へ行きたいと思いますが、まず地方交付税でございます。7,919万3千円を追加を致したものでございまして、特定財源を充当してもなお不足が生ずる額につきまして、この地方交付税を増額して収支の均衡を図ったものでございます。15款の国庫支出金の2目土木費の国庫補助金であります、247万5千円を補正を致したものでございます。これにつきましては、旭町公園線の交通安全事業費の増加に伴います補助金の増となっております。18款の寄付金であります、2目の総務費寄付金231万6千円の追加でございます。1節の振興基金寄付金であります、先程申し上げましたとおり吉田フミコ様からの寄付金の受け入れでございます。2節のふるさとづくり基金の寄付金であります、131万6千円、先程申し上げましたとおり千田 猛様他5件からの寄付の受け入れ予算でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。21款の諸収入の5節雑入5目雑入でございます、33万1千円の減額でございます。これにつきましては旭町公園線の補助事業でございます、支障となる公営住宅の解体撤去にかかります執行残分の補償費を減額致したものでございます。22款町債であります、2目土木債で200万円の追加でございます。これにつきましては旭町公園線の道路事業、この事業費増加に伴いまして、過疎債の充当につきましても増額になるというものでございます。以上で歳入歳出の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１１、議案第５４号。平成１９年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい。議案第５４号、平成１９年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成１９年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１９年９月２０日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算書の第２号の１頁をご覧くださいと思います。

（１頁目 第１条第１項朗読（２項以下省略））

○住民生活課長（辻 広治課長）まず最初に歳出の方から説明させていただきます。７頁をご覧くださいと思います。歳出の関係で２款の保険給付費の１目一般被保険者の高額療養費の関係ですが、９１０万１千円の補正増とするものであります。この部分につきましては、入院等による高額療養費が当初予算を上まって増加をしており、不足を生じるという見込みから補正増としたものでございます。それから８款の諸支出金１目の一般被保険者保険税還付金の関係ですが、１６万６千円の補正増としております。保険税の還付が当初の予定よりも上まって発生しており、現行予算の中では不足を生じるという恐れがあるために補正増するものでございます。次６頁、前の頁にお戻りをいただきたいと思います。

まず、歳入の国庫支出金の１項国庫負担金１目の療養給付費等の負担金関係ですが、３０９万４千円の補正増としたものでございます。この関係につきましては、歳出で増となりました高額療養費の９１０万１千円の３４％の助成率に基づいての補正増となっております。次２項の国庫負担金の１目の財政調整交付金ですが、８１万９千円の補正増となっております。これにつきましても歳出の方で増えました高額療養費に対して９％の助成率となっておりますので、その額を補正増としております。次４款の１目財政調整交付金関係ですが、６３万７千円の補正増としております。この関係につきましても、高額療養費で増額となった分の７％が負担割合となっておりますので、その額を補正増と致します。それから７款の繰入金１目の基金繰入金の関係ですが、４７１万７千円の補正増とさせていただいております。この部分につきましては、歳出と歳入の調整不足分を基金繰入金で調整を図ったものでございます。説明については以上です。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12、議案第55号。平成19年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい。議案第55号、平成19年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成19年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年9月20日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算書の第2号の1頁をご覧くださいと思います。

（「説明省略」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13、議案第56号。平成19年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第56号、平成19年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成19年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年9月20日提出、町長名でございます。別冊の補正予算書の第2号をご覧くださいと思います。1頁をお開き下さい。

（1頁目 第1条第1項朗読（2項以下省略））

○建設課長（谷口 勲課長）6頁をお開き下さい。歳出から説明させていただきます。

1 款下水道費 1 項 2 目下水道建設費 1 5 節工事請負費でございます。5 0 万円の増額。これにつきましては、公共枿設置工事を当初 3 箇所予定しておりましたが、住宅建設計画により 1 箇所増額するものであります。2 項個別排水処理施設整備事業費、1 3 5 万 1 千円の減額でございます。一般管理費 1 1 節需用費 5 0 万円増額。これは修繕料の 5 0 万円増額でございます。これは合併浄化槽の流末管の修繕を行うためのものです。1 3 節委託料 1 8 5 万 1 千円の減額。これにつきましては、個別排水処理施設運転管理委託料及び清掃委託料の入札執行残による減額でございます。5 頁をお開き願いたいと思います。歳入でございます。

繰入金 1 項他会計繰入金、一般会計繰入金 8 5 万 1 千円の減額でございます。歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 5 6 号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 1 4、議案第 5 7 号。平成 1 9 年度沼田町水道事業会計会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第 5 7 号、平成 1 9 年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成 1 9 年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成 1 9 年 9 月 2 0 日提出、町長名でございます。別冊の補正予算書の第 1 号をご覧ください。1 頁をお開き下さい。

（1 頁目 第 1 条第 1 項朗読（2 項以下省略））

○建設課長（谷口 勲課長）6 頁をお開き下さい。1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目排水設備改良費でございます。委託料 1 0 7 万 1 千円の減額でございます。これにつきましては、配水管工事の調査設計委託でございますが、旭町公園線他 3 路線を計上してございましたが、更新地区については、延長の見直しを行いましたので、その残と入札執行残 1 0 7 万 1 千円の減額でございます。工事請負費 5 2 万 5 千円の増額

でございます。旭町団地北支線配水管設備工事でございますが、これは旭町の町道でございまして、今現在3軒の住宅の水の供給を25ミリの給水管で賄っておりましたが、住宅の建設計画或いは農業用水の水の需要が大きくなるという予定がございまして、50ミリの管に変えるということでございまして、増額をしてございます。以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）今、25ミリを50ミリにするという話で、農業用水の需要について内容を詳しく説明いただきたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）農業用水と申しましたのは、その路線の部分でハウスでイチゴ栽培をやられている方がおられます。それから、それを増設するという事で水の需要が今現在よりかなり必要になるということでございます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

（公平委員会委員の選任）

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、議案第58号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）はい。議案第58号、公平委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員であります斉藤義夫氏の任期満了が平成19年9月30日でありまして、その後任と致しまして下記の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。現在の斉藤委員は平成15年から公平委員をやっております、引き続きお願いを申し上げたいということでご提案申し上げます。住所は沼田町字東予1368番地、氏名斉藤義夫、生年月日は記載されておりませんが、20年8月7日62歳であります。平成19年9月20日提出、沼田町長。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５８号は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

（教育委員会委員の任命）

○議長（杉本邦雄議長）日程第１６、同意第２号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）はい。同意第２号、教育委員会委員の任命についてでございますけれども、現委員であります日暮茂男氏の任期満了が平成１９年９月３０日でありますので、その後任として下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によって議会の同意を求めるものであります。現委員であります日暮茂男氏につきましては、平成１１年から委員をなさっておりまして、もっとも適任者と認め引き続きお願いをしたいということでご提案申し上げます。住所は沼田町北１条５丁目２番３号、氏名日暮茂男、生年月日は昭和２１年４月２９日生まれ６１歳であります。平成１９年９月２０日提出、沼田町長西田篤正。同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第２号は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意する

ことに決しました。ここで暫時休憩致します。

16時09分 休憩

16時10分 再会

(議事日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今日程17、議案第59号他2件について、追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認めます。よって日程17、議案第59号。沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例について。日程第18、意見案第11号。原爆症認定制度を根本的に改めることについての意見書案について。日程第19、意見案第12号。後期高齢者医療制度に関する意見書案について。以上日程に追加することに決しました。

(追加議案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、議案第59号。沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第59号、沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例について。沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を下改正する条例を提出する。平成19年9月20日提出、町長名でございます。この条文の朗読につきましては、省略をさせていただきます、その趣旨について説明させていただきます。

まず、平成16年度に犯罪被害者等基本法というのが国の方で成立しております。それに基づきまして、国の方においては犯罪被害者等の基本計画、これは平成17年の12月にでき、これを受けて北海道では北海道犯罪被害者基本計画法というのが19年の3月に計画を作成しております。犯罪被害者基本法のなかで、地方公共団体の責務として犯罪被害者の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえながら地域の実情に応じた施策を策定し及び実施する責任を有する、というような文言で規定があります。

本町につきましては、沼田町安全で住みよい町づくりのこの条例がありますことから、この条例のなかに犯罪被害者の支援に関する事項等について、この文言を加えるということを目的としております。4項のなかには町の責務として犯罪、それから事故等の被害者等の支援に関するという事項を加え、またこの条例のなかにあります、沼田町安全で住みよい町づくり推進協議会のなかでも、この犯罪被害者に対する情報

等の提供等を行っていくという目的をもって今回条例の改正をするものでございますので、よろしくご審議のほどお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５９号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

（意見案の審議）

○議長（杉本邦雄議長）日程第１８、意見案第１１号。原爆症認定制度を根本的に改めることについての意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１９、意見案第１２号。後期高齢者医療制度に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長） 以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了致しました。これにて平成19年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時16分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員